別紙２

コメントの概要およびコメントに対する金融庁の考え方（個別意見回答版）

＜目次＞

（注）提出意見のうち、個人名・個別の団体名に言及があるもの及び不正行為を容易にする可能性があるものについては、当該部分に限り非公表の扱いとしております。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	金融行政の目標を「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成による国民の厚生の増大」として明確化し、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、利用者保護と利便、市場の公正性・透明性と活力の両立を通じて目標実現を目指すとの考え方は、地方銀行における経営課題の認識や対応の方向性とも合致しており、基本的に賛同できる。また、ルールベースからルールとプリンシプルベースのバランスを重視したアプローチに転換することについても、地方銀行の経営や業務の自由度を高めるものとして、基本的に歓迎する。	・御意見ありがとうございました。
2.	基本方針案では、これまでの検査・監督への問題意識にも触れながら、①各金融機関による多様で主体的な創意工夫の尊重、②業態・所在地・規模・リスク特性など各金融機関の特性の反映、③最低基準抵触の蓋然性に応じた対応、④金融機関側の事務負担への考慮―などについて言及されている。これらの方向性が、これまでの検査・監督に対する金融機関の不満・負担・課題に感じてきた点の解消につながることを期待している。	・御意見ありがとうございました。
3.	近時、金融機関を巡る環境の変化のスピードが加速していることから、各金融機関においては、より良いサービス等の提供に向け、そうした環境変化等に対応すべく取り組んでおり、結果として、ビジネスモデルの多様化が進展し、抱える課題やリスクも区々となっているものと認識している。 そうした中、金融検査・監督の手法に関し、画一的なルールベースのものから、プリンシプルベースかつフォワードルッキングな形に転換いただくことは、チェックリスト的な手法の弊害を取り除き、持続的なビジネスモデルの確立を目指す各社の取組みを後押しいただくものと考えている。	・御意見ありがとうございました。

4.	金融行政の目的の明確化として、「金融システムの安定/金融仲介機能の発揮」、「利用者保護/利用者利便」、「市場の公平性・透明性/市場の活力」の「両立」を掲げた点は慧眼であり、過去の金融危機への対応の結果、それぞれの項目で前者の方に大きく振り切れてしまった振り子を、しっかりとバランスのとれた状態に戻すことの必要性につき、賛意を表するものである。 勿論一言に「両立」または「バランス」と言っても、その実現には金融システム・制度・市場、及びその仲介者、インフラ提供者、利用者に対する深い知識と洞察が必要であることは言を俟たず、また環境の変化によってそのバランスが崩れることにもなるため不断の検証が必要にもなる。 この点で、内部組織、人材育成、情報インフラの全てを見直すとの方針についても、その目的達成が非常な困難を伴うものとの自覚に基づくものとして首肯されるところである。	・御意見ありがとうございました。
5.	人口減少や高齢化の進行がみられる中で、我が国企業及び経済の持続的成長は、国民生活の発展にとって望ましいものであり、貴庁が、国民の厚生の増大のため、金融システムの安定、利用者保護、市場の公正性・透明性等を目指して、行政の役割を発揮されることは重要なことと理解しております。また、昨今の FinTech をはじめとする金融経済環境のめざましい発展・変化に対応するよう、検査・監督の考え方・進め方やプリンシプルを示して、実質・未来・全体という観点から検査・監督の着眼点を持たれることにも賛同いたします。	・御意見ありがとうございました。
6.	金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」における貴庁の考え方と進め方につきましては、異論ございません。	・御意見ありがとうございました。
7.	本方針においては、金融行政の基本的な目標として、①金融システムの安定と仲介機能の発揮の両立や、②市場の公正性・透明性と市場の活力の両立、を目指すべきとするなど、バランスを十分に意識した内容となっており、大いに賛同できるものです。米国において、昨年 6 月以降、米国財務省より「A Financial System That Creates Economic Opportunities」と題した一連の報告が大統領宛になされ、金融規制改革が提言されているなど、バランスのとれた金融規制システムの構築に向けた議論が進められている国際的な流れの中で、本方針はその先端を進み、他国に向けてあるべき規制システムの一例を示すものと評価できると考えます。本方針において示された「業界による自主的な取り組み」や「内外一体」等を踏まえ、健全かつ効率的な市場活性化のため、国際的な業界団体として、これまで以上に多	・御意見ありがとうございました。

	方面で貴庁と協働させていただければ幸いです。	
8.	General - We support JFSA's initiative to evolve the supervisory approach to one that is based on substance over form, holistic assessment, forward looking analysis and pursuit of best practices. We also welcome the focus on issues of firm-wide priority, continuous monitoring (as opposed to periodic monitoring) and the retraining of supervisory staff to accumulate firm-specific knowledge and specialised analytical skills.	・御意見ありがとうございました。
9.	「検査・監督基本方針(案)」に係る所感 ・生命保険業界を取り巻く環境は、少子高齢化や低金利環境の継続等により今後も厳しい状況が想定されます。 こうした状況の中、長寿化やライフスタイルの変化等による顧客ニーズの多様化や IT 技術の進展等の環境変化にスピーディーに対応し、生命保険会社が将来も持続可能なビジネスモデルを構築していくためには、当案において示されている今後の金融検査・監督の方向性や手法は有効に機能すると考えられることから、全体として前向きに評価しております。 なお、ご当局においては、既に近年のモニタリングの場面において、従来のルール・ベースの手法から、金融機関の創意工夫を促す対話へとシフトしてきていると認識しております。	・御意見ありがとうございました。
10.	ご指摘のとおり、金融機関は日進月歩であり、金融仲介機能の発揮、利用者利便、市場の活力の3つの行政目標達成のためには、各金融機関が自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することが望ましく、「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ検査・監督手法を転換する方針には賛同する。 金融機関の創意工夫がより一段と必要となる環境下、抜本的なビジネスモデルの変換等には、貴庁のサポートが必要不可欠であり、双方向の建設的な対話を行うにあたり、金融機関の創意工夫を後押しいただくような貴庁のサポートをいただきたい。	・御意見ありがとうございました。 ・それぞれの金融機関が自らの置かれた環境と特性に応じた取組みを行えるよう、当局としても、一つひとつの金融機関の置かれた経営環境や経営課題について深い理解を持った上で、特定の答を前提とすることなく、的確な問いかけを投げかけ、双方向の建設的な対話を行うことが重要と考えております。

11.	検査・監督の焦点が「ビジネスモデル」や「企業文化」といった定量化・可視化が容易ではない領域にシフトし、また、「フォワードルッキングな分析」、「探求型対話」といった不確実性を伴う手法が取り入れられることは、適切に運用されなければ、「過剰規制・過剰介入によって市場を歪める、金融機関の創意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる」等のリスクにもつながる可能性がある。	・御指摘の点については、別紙1【1－b】に記載しておりますのでご覧ください。
12.	基本方針案には、検査・監督の3つの手法として、①最低基準検証の進め方の見直し、②動的な監督、③見える化と探究型対話について記載されており、従来の画一的・網羅的な検査・監督とは一線を画すものと理解している。 一方で、これらの手法は、現場における運用次第では、金融機関の自主的な経営判断を拘束し、必要性や優先度合いの低い特定の行動へ誘導する恐れがあるほか、明確な論点に基づかないヒアリング等の長期化、財務局や担当者ごとによる考え方のばらつき、金融機関の情報提供負担の増加等の弊害が生じることも懸念される。 基本方針案は、こうした懸念にも言及したうえでとりまとめているものと理解しているが、今後の検討にあたっては、検査・監督の現場においても、こうした懸念が生じないように、その実効性確保を含めて適切に対応いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【1－b】【3－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・それぞれの金融機関が自らの置かれた環境と特性に応じた取組みを行えるよう、当局としても、一つひとつの金融機関の置かれた経営環境や経営課題について深い理解を持った上で、特定の答を前提とすることなく、的確な問いかけを投げかけ、双方向の建設的な対話を行うことが重要と考えております。
13.	「実質・未来・全体」指向で金融検査・監督を行う場合、（イ）発生した過去の事実や非違事例だけではなく、（ロ）今後発生しうる不確実な未来の懸念に着目した検査・監督上の指導を行う局面が増加すると考えられる。また、（ハ）個別金融機関としては経済的に合理的なことであっても社会全体として不健全である場合は個別金融機関に対して（少なくとも短期的には）経済的に非合理的な対応を促す局面も想定される。さらに、（二）リスクに対してフォワードルッキングな対応を促していく場合には、それが現実にリスクとして顕在化するか不確実な状況の中でリスクミティゲーションを（結果としてビジネスの機会を失する可能性もある中で）金融機関に促さざるを得ない局面も想定される。金融監督当局として（イ）については法律上の根拠に基づいて強制力を発動できる（またすべき）ものであるが、（ロ）～（二）については当局が問題提起したとしても、（当局はその結果責任をとれない以上）あくまで金融機関自らの自己責任の下での経営判断に委ねざるを得ない性質のものと考える。したがって、「実質・未来・全体」指向で金融検査・監督には賛同するが、当局からの指導・助言等が、法律上の権限に基づく「指導・指摘」（強制権あり）なのか、水平的レビューや当局側の問題意識に基づく当局からの「建議」（最終的な判断は金融機関の自己責任）なのか、社会要請上の「期待」（当局としてもその	・御指摘の点については、別紙1【4－e】に記載しておりますのでご覧ください。 ・「動的な監督」に係る金融庁の考え方については、本文 20 頁をご覧ください。

	実現には困難があることを承知の上で社会的な最適に向けて取組みを緩やかに促していくもの）なのか、指導等を行う上で明確にする必要があることを「探求型対話」等の箇所に明記すべきではないか。金融当局は強大な権限を持つため、金融機関側からみればそれが建議や期待に類するものであったとしてもある種の強制力のある指導と受け止められ、かえって当局の指導に従うだけの受身的な経営を助長しかねないことを危惧する。また、当局は全知全能ではなく、未来の事象に対する当局の建議等が結果として見込み違いである場合も当然ありえるが、上記が明確化されなかった場合、それに従った金融機関（あるいは報道機関等）が当局に責任転嫁することにもなりかねないと危惧する。	
14.	一面的、独善的で今後の金融行政の安定性、有効性に懸念を持つ。	・御指摘の点については、別紙1【１ーb】に記載しておりますのでご覧ください。
15.	「検査マニュアルをチェックリストのように用いた検査」というのは、いつの話か。先述したとおり、近年はそのような検査は受けていない。金融庁は事実を正しく把握していないのではないか。前提事実が誤っているので、「検査・監督基本方針(案)」自体を再考すべきである。	・御指摘の点については、別紙1【１ーa】に記載しておりますのでご覧ください。
16.	このような金融行政ないし金融庁のあり方の基本に関わる変更については、本来次のようなプロセスを踏むべき。 ①金融庁設置法の改正 <現行法>「金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。」今回の方針案は、金融危機再発の回避を主眼とした現行法の控えめな金融庁のあり方を見直し、金融機関に「金融の円滑」以上の積極的な経営を迫るもの。 仮にこのような変更を是とするなら、念頭にある具体的な政策目的を明示すべきだが、その点は明確ではない。例えば、地方創生、老齢化社会への対応、東京金融市場の活性化、災害時の金融機関の役割、SOCIETY5.0 下での金融システムのあり方といった、具体的な目標をこの方針案の中で明示すべき。 ②国会審議	・御指摘の点については、別紙1【１ーa】に記載しておりますのでご覧ください。 ・本基本方針は金融庁設置法で定められた金融庁の所掌範囲において、必要なプロセスを経て公表するものです。

	法改正までは必要ないとの考えに立つにしても、具体的な目標を含め国会で説明すべき。本来、このような根幹に関わる問いかけはパブリックコメントになじまない。パブリックコメントは不利益を被る者がいる場合を想定しているのであって、基本論は国会の役割ではないか。 ③金融庁行政の安定性 現在金融庁内部は深刻な統制問題に直面している。長官の意図を理解するごく少数の幹部によって、所掌範囲を超えた統治が行われている。この点は、既にメディア、出版物で取り上げられ始めている。現長官の個人的思想の色合いの強い方針は、金融行政の継続性、安定性を損なう。パブリックコメントに付すことによって、その考え方を恒久化しようということと考えられるが、本来は上述のように国会で説明し賛同を得るべき。 なお、長官の個人的な価値判断による行き過ぎた指導が行われている。一例として、毎月(定額)分配型の投信に対する強烈な批判を行っているが、考え方として間違っている(今回の方針に具体的な記述はない)。	
17.	いろいろ記載されているが、全般的に、これからの検査・監督を具体的にどのように行うのかの全体像が見えず、「裁量行政復活」と「検査マニュアル廃止」しか具体的に読み取れない。こうした状況が、各種記事において批判されている原因と考えられる。	・御指摘の点については、別紙1【1－a】【1－b】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、本基本方針は、検査・監督に共通する考え方と進め方について、全体像をお示ししたものです。これに加えて、具体的な個別の分野別の「考え方と進め方」等については、今後策定次第公表していく予定です。
18.	これからの検査・監督を具体的にどのように行うかについて、金融機関が大まかに予見できるように全体像を示したうえで、「検査・監督基本方針(案)」を示すべきである。現時点の案は「検査・監督基本方針(案)」に相応しいものではない。(そもそも、金融機関が大まかに予見できるような方法で検査・監督を行うのが、金融庁がいう『プリンシプルベースの行政」であるはず。加えて、近年は検査マニュアルをチェックリストのように用いた検査は受けていないばかりか、少なくとも森長官が検査局長に就任した平成 25 年夏以降は、従来型の検査自体受けていない。25 年夏以降、金融庁は新たな検査・監督を作り上げてきたのではないか。通常の金融機関であれば中期経営計画期間(3年)を超える時間が過ぎ	・御指摘の点については、別紙1【1－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、本基本方針は、検査・監督に共通する考え方と進め方について、全体像をお示ししたものです。これに加えて、具体的な個別の分野別の「考え方と進め方」等について

	ているわけで、未だに全体像を示せないとすれば、金融庁の重大な怠慢である。）	は、今後策定次第・公表していく予定です。
19.	今後、将来の最低基準抵触の蓋然性評価の手法や、「見える化」の促進、監督指針の見直し等、具体的なアクションプランの検討が進められるものと承知しているが、実務上の影響も大きい態勢整備となるものと考えられることから、検討にあたっては、各金融機関の個別特性等にも十分ご留意いただいた上で、業界を含め、幅広いステークホルダーとの深度ある対話を行っていただき、十分な準備期間を設ける等のご配慮をお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【２－a】【６－d】に記載しておりますのでご覧ください。
20.	今後、見直し内容の具体化や分野別の「考え方と進め方」等の検討にあたっても、これまでの金融機関の経営判断を尊重し、多様な創意工夫を認めつつ、効果的かつ効率的な経営管理態勢、リスク管理態勢、業務運営態勢等の構築に資するべく、検討の過程において金融機関との意見交換を一層充実していただき検討を進めるようお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【６－d】に記載しておりますのでご覧ください。
21.	現行の「金融検査マニュアル」【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(2)に「金融機関に対する検査の実施にあたっては、金融機関の事務負担の軽減等の観点や金融機関の規模・特性等を踏まえ」とある。 今後、検査・監督の見直しを進めるにあたっても、同様の視点を維持いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【２－a】に記載しておりますのでご覧ください。
22.	プリンシプルを実務に落とし込む段階において、貴庁と金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の見直しの円滑な移行を図るためにも、金融機関に対し実務的で分かりやすい説明を行っていただきたい。例えば、「ベスト・プラクティス」の「ベスト」は「最高」との意味合いが強く、現場レベルにおいては、多様な経営判断等が否定されているようにも受け取られかねない（「望ましいあり方の一類型」や「好事例」等とした方がよい）など、外来語を多用することによる認識のブレ等にも留意していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【６－d】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、「ベスト・プラクティス」は、金融機関がそれぞれの特性に応じて多様な取組みを検討することを想定しているものです。
23.	新たな検査・監督の考え方、進め方における「検査」「監督」それぞれの役割や定義について、考え方を明確化いただきたい。	・以前の検査・監督においては、定期的な立入検査によって一時点の状況について検証と問題点の指摘を行い、必要に応じオフサイトの監督で改善状況のモニタリングや処分を

		行う手法をとっていました。 ・今後は、課題の性質に応じてオン・オフ一体の継続的なモニタリングへの転換を進め、より一体性を高めていきます。
24.	金融行政の究極的な目標として掲げられている「国民の厚生の最大化」は、損害保険業界においては、まさに自由化以降取り組んできた「適正な競争を通じた多様化・高度化する社会の保険ニーズへの対応」と同様の趣旨であるものと理解しているが、そうした理解でよいか。	・御指摘の事項も、本基本方針における金融行政の究極的な目標の一部として位置づけられると考えます。
25.	「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へという言葉は美しいが、そうはいっても金融庁や財務局が行う金融機関の財務状況や収益性の評価・審査の根底には指標等の計数があって、それを実質という言葉で丸めるだけに終わるのではないか。例えば、金融機関が借主である社長の誠実な人柄とフォワードロッキングな中長期経営ビジョンに賛同して融資をしても、それが焦げ付けば、＜事業性評価が甘かった＞という結論に落ち着くだけなのではないか。	・御指摘の点については、別紙1【1ーb】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、金融機関は担保・保証の有無を必要以上に重視するのではなく、借り手の事業内容を見た融資を行うことが重要であると考えます。
26.	金融行政が本当にプリンシプルベースになれば、さらに自由な金融商品の設計も可能になるようにも思われ、評価できるものと考えます。しかし、プリンシプルベースという考え方はここ最近でできたものではなかったはずです。それがルールとして事実上機能するしかなかったのは、対話を金融庁と行い、ノーアクションレターをいただいたとしても、検査主体の考え方とは必ずしも一致していなかったことが原因の一つと思われます。 このような過去の状況にかんがみて、金融庁との対話内容については検査機関とも共有すべき内容と思われます。実質的な検査を行うという考え方から見てもこの考えは沿うものと考えます。 なにとぞご検討くださいますようお願いします。	・御指摘の点については、別紙1【1ーb】に記載しておりますのでご覧ください。 ・引き続き、オン・オフ一体の継続的なモニタリングを実施していく中で、金融機関とよく対話を行っていきます。 ・また、金融行政自体についても、より透明な行政となるよう改善していきます。
27.	（現状について）「商品やサービスの内容を法令で定められたとおりに説明したとの証拠を残すことには熱心だが、本当	・御意見ありがとうございました。

	に利用者にとって良い商品やサービスを提供することが後回しになっているのではないか（例：回転売買、ニーズに合わない複雑な商品を高齢者に販売する等）。」との指摘は至当であり、適切な検査・監督による改善・解決を期待します。	
28.	貴庁は「利用者が商品・サービスを比較検討し自らに合ったものを選ぶための環境が整っていない」状況にあると認識していると思われるが、各種金融機関ランキングやインターネットの比較サイトのように、実際に一般市民が情報を得られる機会は既に確保されているなど、情報の非対称性の問題は民間で十分対応可能ではないか。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
29.	自助努力や創意工夫で戦略的に広報を実践している金融機関が顧客認知度の点で比較優位にあることは、「健全な競争環境」と言える。金融サービスの利用者が主体的に商品・サービスを選択できるよう、貴庁は金融機関の商品制限ではなく情報提供態勢を監督し、「態勢が整った金融機関が顧客から選ばれる社会の流れを作る」との役割に徹していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
30.	情報の非対称性や個人の限定合理性の問題は、市場の失敗の原因となり得るが、金融検査・監督により全面的に対処できるものではなく、民間の創意工夫によって対処すべき面も大きいのではないか。当局としてバランスの取れた対応が求められると考える。	・御指摘の点については、別紙1【4－a】【5－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・金融検査・監督について、外部からの提言・批判をいただき、それが金融行政に反映される仕組みを整えていきます。
31.	当局の失敗の例としては、規制・介入の過不足もあるが、規制・介入の内容や方向性がその時点における経済・社会の動きに即したものとなっていないなど、当局による対応の適時性・適切性の問題の方が大きいのではないか。	・金融検査・監督について、外部からの提言・批判をいただき、それが金融行政に反映される仕組みを整えていきます。
32.	「実質・未来・全体」指向の金融検査・監督においては、不確実な未来の事象について指導・監督する比重が高まるため、当局と金融機関の相互対話・理解が極めて重要であり、記載のとおり「過剰規制・過剰介入によって市場を歪め」たり、「金融機関の創意工夫を不必要に制限する」、「過度な裁量」が発生する、「当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付けてしまう」、所掌事務の視点から（現下の関心だけに執着し、ワン FSA として対応しない等）「部分最適化」を追求してしまうなどのリスクが相応に高い。こうした観点からは、金融当局としても過度な、あるいは独断的な裁量	・御指摘の点については、別紙1【１－b】に記載しておりますのでご覧ください。

	の行使について自制が求められるが、現状の「3.「当局の失敗」への対応」では、対応方法として、『当局としては、「市場の失敗」と「当局の失敗」の総計をできるだけ小さくして、全体として市場の機能が最大限発揮される環境が確保されるよう目指していく』と記述するのみで、実効性のある方策が記載されていない。「IV. 当局の態勢整備」がそれに該当するのであれば、構成を見直すか、その点を明確にすべきではないか。	
33.	金融機関や行政のリソースをリスクベースでメリハリを付けて投入するためには、時々のテーマを機動的に「追加」したり優先順位を上げる一方で、金融機関の体制が整ったり、世の中における緊急度・重要性が落ち着いてきたテーマについては、「廃止」したり優先順位を下げていく事も必要である。そのような考え方も併せて明示し、検査・監督の見直しを進めていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【3－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・継続的なプロファイリングを通じて、金融機関ごとの状況を分析するほか、マクロ的な観点からの分析等を行い、これらをもとにリスクに応じ、検査・監督における優先順位づけを行った上で検査・監督を実施していきます。

34.	足元の国内市場の縮小や低金利の継続等の環境下において、継続的なリスクテイクによる収益確保を実現することは困難であるため、それ以外の多様な創意工夫に取り組むことが重要性を増していることを強調すべきではないか。	・御指摘の点については、別紙1【４－c】に記載しておりますのでご覧ください。

35.	P11『最低基準の順守状況を確認する「最低基準検証」』における「最低基準」の内容は如何。また、その内容は公表されるのか。 また、「最低基準」においても、内容にもよるが、現在の監督指針や金融検査マニュアルのように、全金融機関統一の基準ではなく、「主要行等向け」・「中小・地域金融機関向け」など、金融機関の特性を考慮すべきと考えるがどうか。	・御指摘の点については、別紙1【２－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・最低基準は、金融機関の最低限の財務の健全性の確保、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目標として設定されており、例えば、自己査定・償却・引当に関する会計基準、自己資本比率規制、利用者保護や資本市場の公正・透明に関する諸法令、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が挙げられます。 ・なお、幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していきます。また、一度示した考え方や基準は、固定化させることなく、より良い実務に向けた見直しや改善を続けていきます。
36.	「最低基準検証の方針」の記載内容については、一般的に(専門家でも)「最低基準検証」という用語からは想像し難い乖離した内容であり、違和感があります。 「最低基準」とは「監督指針」を指すのでしょうか？そうであれば、納得ではあります。貴庁が今後、監査的な活動を目指しておられるならば、監査基準(開示されている判断の根拠)に該当するものを明確にして頂きたいと思います。	・御指摘の点については、別紙1【6—a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・最低基準は、金融機関の最低限の財務の健全性の確保、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目標として設定されており、例えば、自己査定・償却・引当に関する会計

		基準、自己資本比率規制、利用者保護や資本市場の公正・透明に関する諸法令、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が挙げられます。
37.	次の記載は、本来、各金融機関の内部監査にも諸規程の整備状況等の検証に加え、諸規定や組織体制が本来の機能を果たしているかどうかも含めて検証すべきところ、諸規定の整備状況等の検証を行うのが内部監査で、諸規定や組織体制が本来の機能を果たしているかどうかは当局が検証するといったようにとられかねない。金融機関に委ねるべき検証にまで当局の経営資源を費やす必要はないという趣旨であれば、以下のとおり修正してはどうか。 ＞（2）従来の最低基準検証の課題 (原案)「これは、本来内部監査が行うような諸規程の整備状況等の検証に当局の経営資源が費やされる・・・」 (修正案)「これは、本来各金融機関に委ねるべき諸規程の整備状況等の検証に当局の経営資源が費やされる・・・」 ＞（3）今後の最低基準検証の進め方 (原案)「個別の内規の策定・実施状況の確認等、内部監査に委ねるべき事項は内部監査に委ねる」 (修正案)「個別の内規の策定・実施状況の確認等、各金融機関に委ねるべき事項は各金融機関に委ねる」	・御指摘を踏まえ本文を修正いたしました。 ・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―a】をご覧ください。
38.	本来、最低基準検証は各社の三線管理にもとづいて管理・検証されているものであり、第3線である内部監査部は、第1線、第2線の行う最低基準検証や内部管理体制の有効性を独立した立場から各社の監査手法に沿って評価する立場であることを鑑み、以下のようにするのが望ましいと思われる。 P.11（2） （現行案）「これは、本来内部監査部が行うような諸規定の整備状況等の検証に当局の経営資源が費やされることを意	・御指摘を踏まえ本文を修正いたしました。 ・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―a】をご覧ください。

	味する（形式への集中）」 （変更案）「これは、本来各社の三線管理による諸規定の整備状況等の検証に当局の経営資源が費やされることを意味する（形式への集中）」 P.12 （3） （現行案）「個別の内規の策定・実施状況の確認等、内部監査に委ねるべき事項は内部監査に委ねる。」 （変更案）「個別の内規の策定・実施状況の確認等、各社の三線管理に委ねるべき事項は各社の経営陣等（又は三線管理）に委ねる。」	
39.	P11.「本来内部監査が行うような諸規定の整備状況等の検証に当局の経営資源が費やされることを意味する（形式への集中）。」、P12.「個別の内規の策定・実施状況の確認等、内部監査に委ねるべき事項は内部監査に委ねる」について 昨今の内部監査は、リスクが相対的に大きいと考えられる領域に監査対象範囲を絞り込み、限られた経営資源を投入していくことがより推奨されており、金融機関各社の内部監査部門においても、諸規定の整備状況等の検証などの「形式」的な活動から、リスクベースの内部監査を通じて経営に資することを目的とする「実質」を重視する傾向にある。 そのような実態を踏まえると、「本来内部監査が行うような諸規定の整備状況等の検証」という表現は、「諸規定の整備状況等の検証は内部監査部門が『常に』実施するべきもの」と理解される虞があるので、記載方法について修正を検討いただいた方が適切ではないかと考えられる（例えば、「内部監査等」との表現にしていただくなど）。	・御指摘を踏まえ本文を修正いたしました。 ・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―a】をご覧ください。
40.	「個別の内規の策定・実施状況の確認等、内部監査に委ねるべき事項は内部監査に委ねる。」とは、如何なる発想から出た表現でしょうか？ 独立している金融機関の内部監査人に貴庁の検査官との検証項目の分担を実施したいということでしょうか？ 貴庁が求める専門家としての内部監査人のミッションは「内規の策定・実施状況の確認」をすることではなく、不適切な表現だと思います。	・御指摘を踏まえ本文を修正いたしました。 ・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―a】をご覧ください。

41.	【12 頁の「（3）今後の最低基準検証の進め方」について】 ・「個別の内規の策定・実施状況の確認等、内部監査に委ねるべき事項は内部監査に委ねる」とありますが、この委ねるべき事項について、今後、「金融検査・監督の考え方と進め方」の中に何らかの形で具体例等が示されることを希望いたします。 ・一般的に内部監査は、内部監査実施要領や内部監査計画に基づき行われることが金融検査マニュアルのもとで定着していることを考え合わせれば、「今後の最低基準検証」の内容次第で内部監査態勢を再整備する必要も想定されます。 この最低基準検証も当局との対話を通じて行われるとみられますが、検証のレベル感がベスト・プラクティスとして期待されるものなのか、あるいはアーリーウォーニング的（金融機関内のシステム、体制、施策などについて、将来、当該金融機関やステークホルダーに脅威を与えるリスクがあれば早期に是正や対応を求めるなど）なものなのか、当局による検証のレベル感を示していただければと切に希望いたします。 （低収益環境下では、おおよそ管理コストは先ず削られるものです。特にも内部監査態勢は質・量ともこれまでも後手気味であり、当局検査で後押しいただいた面が大きかったと感じる部分もありますので）	・御指摘を踏まえ本文を修正いたしました。 ・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【12—a】をご覧ください。 ・なお、最低基準検証については、その手法を形式・過去・部分の視点から実質・未来・全体の視点を重視したものとなるよう取組みを進めていきます。
42.	今後の最低基準検証の進め方において、個別の内規の策定・実施状況の確認など、内部監査に委ねる事項は内部監査に委ねる。とありますが、確かに金融機関の自己責任原則が問われている中、各金融機関の内部監査部門の充実・強化は必要です。金融庁としては、各金融機関における内部監査態勢の整備状況の良否をどのように判断されるのですか。また、内部監査は金融機関だけでなく事業会社と同様に収益を生まないことから、いわゆる日陰の存在でした。本「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)が円滑に運営できるためには、各金融機関の内部監査部門が実効性のある働きをしないと効果を生まないと考えます。金融庁としては、各金融機関の経営陣に対して、内部監査態勢の整備についてどのように働きかけを行うのですか。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【12—a】をご覧ください。 ・内部監査態勢の整備については、引き続き重要な検証項目として対応していきます。
43.	最低基準検証の方針の１つとして、「一旦受けた指摘に対する対応が固定化することのないよう、金融機関が過去の報告で示した改善の方法について修正を行うための手順を整備し、状況に応じた変更を容易にする」旨が掲げられてい	・金融行政の改善を図るにあたっては、形式・過去・部分への集中とならないよう留意し

	る。 こうした手順の整備は、形式・過去・部分の視点からの転換を図るうえで有用と思われる一方、手順自体が画一的・硬直的であると、かえって形式・過去・部分への集中が起きたり、金融機関の実務において過度の負担が発生したりしかねないおそれがある。 最低基準検証の目的（チェックリストの個別項目を満たしているか否かではなく、ガバナンス、企業文化、内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているか否かを評価する）が実現できるよう、柔軟かつ実効性のある手順を整備・運営いただきたい。	ます。 ・御指摘の点については、別紙1【８－a】に記載しておりますのでご覧ください。
44.	「一旦受けた指摘に対する対応が固定化することのないよう、金融機関が過去の報告で示した改善の方法について修正を行うための手順を整備し、状況に応じた変更を容易にする。Ｑ＆Ａや法令適用事前確認手続（ノーアクション・レター制度）を利用しやすいものとしていく。」について、 一旦受けた指摘に対し、金融機関が状況に応じて適切に対応できるよう、今後整備する手順は明確に示していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【８－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・ご指摘の点につきましては、検査・監督において一旦受けた指摘に対する対応が固定化することのないよう、様々な方法を検討していきます。
45.	「一旦受けた指摘に対する対応が固定化することのないよう、金融機関が過去の報告で示した改善の方法に ついて修正を行うための手順を整備し、状況に応じた変更を容易にする。」との記述がありますが、「修正を行うための手順」は監督指針で定められるのでしょうか。手順は，Ⅳ.3.検査・監督に関する方針の示し方(5)末尾に記域の図のうちどちらに位置付けられるのでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【８－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・ご指摘の点につきましては、検査・監督において一旦受けた指摘に対する対応が固定化することのないよう、様々な方法を検討していきます。
46.	「Q&A や法令適用事前確認手続(ノーアクション・レター制度)を利用しやすいものとしていく。」施策には賛成です。利用をしやすくするために具体的にどのような施策や(特にノーアクション・レター制度の) 手続の修正・変更を予定しているのでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【８－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・ご指摘の点につきましては、Q&A や法令適

		用事前確認手続(ノーアクション・レター制度)を利用しやすいものとしていくよう様々な方法を検討していきます。
47.	(「最低基準検証」・11 頁～12 頁)プリンシプルや考え方と進め方中心のあり方が重要であるとの方向性について基本的に賛成しますが、最低の基準・指標としての実効性確保、法執行の実効確保等の観点から、(1)「最低基準」のプリンシプルにおいては、基準・指標としての明確性が確保されるべきであり、また、(2)法執行の迅速・実効確保が重要である金融商品の勧誘規制や過剰与信規制等においては、重要なルールやチェックリストが維持・確保されるべきと考えます。	・金融商品の勧誘規制や過剰与信規制等は金融商品取引法や貸金業法において定められたものであり、本基本方針における最低基準に該当すると考えられます。 ・御指摘の点については、別紙1【6—a】に記載しておりますのでご覧ください。
48.	11 頁において「個別非違事例の指摘に注力する『重箱検査』が(中略)金融機関のコンプライアンス・コストが過剰になる」等の自己反省の記述があるが、非違事例は法律違反であって、当局として指摘し再発防止の措置を強く求めることは金融当局者として当然と考えられる。当局には違法な事案を裁量的に見逃す権限は与えられていない。細かな非違事例の指摘が問題なのであれば、あるいは、法律に厳密に準拠することが金融機関の経営資源の散逸を招いているのであれば、それは優れて法制度上の問題であって、「重要な非違事案」に限って行政上の措置が及ぶよう法要件を改めるべきではないか。それを前提としないならば、細かな違法は許容される、あるいは、細かな非違事例の指摘は問題である、との誤解を招く記述は削除すべきではないか。金融機関が一点の曇りなく確りと法律を遵守し行動しているならば、細かな非違事例の指摘すらする必要はないのであって、違法行為の指摘による非効率も発生しない。違法行為の指摘による非効率の発生が、金融当局の責任として整理される印象を受ける記述は見直すことが適当と考える。	・御指摘の点については、別紙1【4－d】に記載しておりますのでご覧ください。 ・個別の非違事項が見出されている場合にも、根本原因に遡って分析し、その重要性を判断して、重要性に応じた対応を行うということであって、引き続き法令遵守が重要なことには変わりありません。
49.	内部管理態勢が実効的に機能しているか等を外部から確認することは困難であることから、最低基準検証にあたっては、金融機関と十分に対話いただきたい。	・最低基準検証にあたっても、継続的なプロファイリングを通じて、個別の金融機関の経済環境、経営戦略等やこれらを踏まえたリスク管理態勢、問題認識及びそれに対する取組み状況等の実態を把握した上で、チェックリストの個別項目を満たしているか否かとい

		った形式的なものではなく、内部管理態勢等が全体として必要な実効性を有しているか否かを、金融機関との対話を通じて検証していきます。
50.	P12「ガバナンス、企業文化、内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているか否かを評価することを検証の目的とする。」について、 これらの重要性に異を唱えるものではないが、「企業文化」や「ガバナンス」は個社ごとに異なる性格を持つため、最低基準としての評価・検証が馴染まない可能性がある。その点、当局としてどのような手法を考えているのか、ご教示いただきたい。	・最低基準検証にあたっては、チェックリストの個別項目を満たしている否かではなく、何がその根本的な原因なのかに遡って考え、ガバナンス、企業文化、内部管理態勢も含めて議論を行っていきます。 ・なお、御指摘の点については本文 14 頁に記述を追記しています。
51.	「企業文化」の実効性評価においては、本部ではなく営業店に対する検査・監督も行われると想定されるため、営業店に不必要な負担がかかることのないよう配慮いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】に記載しておりますのでご覧ください。
52.	ガバナンスや企業文化の意味するところは幅広く、些細な非違でもガバナンスや企業文化に結び付けることが可能であるため、「内部監査に委ねるべき事項」の考え方等を示すなど、裁量の幅が広くならないように留意していただきたい。	・御指摘の点については、別紙１【1―b】【12―a】に記載しておりますのでご覧ください。
53.	究極的な目標を達成するために、金融行政の基本的な目標を、「安定、保護、公正・ 透明に集中」から、「安定と仲介、保護と利便、公正・透明と活力のバランスを重視」にするということは、他業態から金融関連業務への参入が活況を呈する近時において、金融機関自らがこうした他業態からの新規参入者に対し競争力のあるサービスを顧客に提供できるようにしていくという観点からは、高く評価されると考えます。これは、他業態からの新規参入者は、スピード重視で、かつ非常に簡単な手続きにより顧客との取引を開始し、トライ・アンド・エラーで改良(場合によっては廃止)を繰り返すというアプローチをとっており、そうした新規参入者に対抗し新しい商品・サービスを展開していこうとするのであれば、従来同様に固定した絶対的な基準を満たして初めて市場に出るというアプローチではこれに太刀打ちできず、ある程度ま	・最低基準は、金融機関の最低限の財務の健全性の確保、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目標として設定されており、例えば、自己査定・償却・引当に関する会計基準、自己資本比率規制、利用者保護や資本市場の公正・透明に関する諸法令、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限

	では個引銀行の判断でリスクをとるトライ・アンド・エラーを前提にしなければならないと考えるからです。 一方で、「最低基準の遵守状況を確認する『最低基準検証』」及び「持続的な最低基準充足を確保するための『動的な監督」の記載からは、「金融検査マニュアル」は廃止するものの、何か絶対的な基準があるかのように理解できる可能性があることから、顧客サービスを提供する観点からは、必ずしも絶対的な最低基準はないということを確認しておきたいと考えます。なお、これは、健全性の観点、システムリスクの観点、あるいは、リスクの高い特定の分野に関し絶対的な最低基準を設けることを否定するものではありません。	必要とされる態勢等を指します。 ・御指摘の点については、別紙1【4－c】に記載しておりますのでご覧ください。
54.	金融機関においては、過去の金融検査・監督上の指導を受けて、再発防止に向けた過度に保守的、厳格、画一的な内部ルールが多数存在しており、それらが結果として金融機関の行動を「形式・過去・部分」的にさせている面がある。「実質・未来・全体」指向の金融検査・監督を通じて、金融機関に真にベストプラクティスを追及する努力を促す上では、当局ー金融機関間の関係のみならず、金融機関内部に浸透している（過去の金融行政を映じた）「形式・過去・部分」の側面についても「実質・未来・全体」指向に転換していくよう促していくことが重要ではないか。「今後の最適基準検証の進め方」では、各金融機関に対してそうした固定的、形式的な内部ルールの再検証・再考を求めるなどの取組みも明記すべきではないか。	・最低基準検証にあたっては、当局としては、チェックリストの個別項目を満たしているか否かといった形式的なものではなく、内部管理態勢等が全体として必要な実効性を有しているか否かを、検証していきます。金融機関側でも、当局がお示ししたものに対して機械的に対応するのではなく、各金融機関内でもよく議論していただいた上で、当局とも対話をしていただきたいと考えています。 ・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【4－c】もご覧ください。
55.	「本方針は対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有するすべての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としている」とあるが、本基本方針が「過去」の金融行政の反省に基づき今後の金融行政のあり方を検討したものとなっている結果、銀行や保険会社、証券会社といった伝統的な検査・監督対象を前提とした記述となっており、近時対象となった新たな検査・監督対象に関する考え方・進め方の整理が不足しているように見受けられる。最近発生した仮想通貨交換所への不正アクセス事案や決済代行業者からの大量個人情報漏洩事案、電子決済等代行業者（更新型 API）を通じた不正アクセス送金事案などを踏まえれば、フォワードルッキングな視点から、そうした新たな検査・監督対象事業者に対する考え方と進め方についても確りと整理しておく必要があるのではな	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【4－d】【12－c】をご覧ください。 ・また、基本的な財務の健全性や法令遵守態勢に問題が見られる金融機関に対しては、最低基準検証を行っていく旨を本文9頁

	いか（あるいは現段階では十分な検査・監督のノウハウとその蓄積がないというのであればそれを前提に今後如何に当局として対処していくのかという記述を少なくとも整理）。例えば、10 頁に「現在では、多くの金融機関において利用者保護のための基本的な規程類や手続き等は整備されたと考えられる」とあるが、最近の事案を見る限り、記述されているような「最低基準」すら充足していないのではないかと疑われる新規事業者も見受けられ、最低基準の充足検証にまず重点的に取り組むべき業態も存在するように思われる。少なくとも、「本方針は対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有するすべての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としている」という記述と矛盾するのではないか。	に追記しています。
56.	従前、貴庁は、「ミニマムスタンダード」という用語を用いることを取りやめてこられたはずですが、「最低基準検証」という異なる用語で唐突に復活させ「引き続き重要である」とすることについては矛盾を感じ、又、個人的には賛成ですが十分な説明が必要だと思います。	・御指摘の点については、別紙1【4－d】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、基本的な財務の健全性や法令遵守態勢に問題が見られる金融機関に対しては、最低基準検証を行っていく旨を本文９頁に追記しています。
57.	「『動的な監督』とは、将来の環境と金融機関の動的な展開を見通し、金融機関が将来最低基準に抵触する蓋然性を評価して、金融機関と問題意識の共有を行い、改善に向けた対応を求めていく手法」とされているが、具体的にどのようなことを行うのか。	・現在明確な最低基準抵触がない段階において将来の最低基準に抵触する蓋然性を検証する際のフォワードルッキングな分析の視点としては、例えば、最低基準で十分に捉えられないリスクの検証、収益やビジネスモデルの持続可能性の検証、ストレス・テストの活用等が考えられます。
58.	動的な監督について、「金融機関が将来最低基準に抵触する蓋然性を評価」するとあるが、一方、「＜BOX＞持続的な健全性に関するフォワードルッキングな分析の例」では、最低基準が捕捉できないリスクについても触れている。 動的な監督の目線は、全行的／定量的な最低基準の将来変化のみにフォーカスを当てるわけではなく、局所的／定性	・御理解のとおりです。

	的な将来リスク評価を含めたものであるという理解でよいか。	
59.	P.16「当局設定の共通シナリオを用いたストレス・テストを活用する視点」について、 共通シナリオといえど、銀行・生保・損保・その他金融機関などではビジネスの特性上、異なるものと想定するが、共通シナリオの中身や策定プロセスはどのように進める予定か、ご教示いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―b】をご覧ください。 ・なお、共通シナリオについては、業態ごとの規模・特性の違いに応じて、シナリオの内容も異なってくるものと考えています。
60.	将来の蓋然性に関する評価は大変難しく、評価・改善に向けた取組みにあたっては十分な認識共有と対話を図っていただきたい。 将来シナリオの重要性と蓋然性評価は以下のように、各主体によって異なるものであり、事前にある程度の目線がないと議論が噛み合わない可能性がある。 ー個別行間のバラつき：各ポートフォリオ特性に応じたリスク認識範囲とシナリオ深度の差異 ー個別行と当局間でのバラつき：個別行にとってリスク認識はされていないが、マクロプルーデンスの観点から重要なリスク、またはその逆	・御指摘の点については、別紙1【1―b】【2―a】に記載しておりますのでご覧ください。
61.	収益向上や競争上の優位性確保を目的として、自ら適切に把握できない、あるいは収益に見合わないリスクを取ることの危険性を認識する必要があるため、個別の金融機関が自ら評価することが困難なリスクを取ることに対し、前広な対話や情報提供をお願いしたい。	・リスク管理については、まずは金融機関において適切に実施することが重要ですが、その上で当局としても、前広な対話や情報提供を行っていきます。
62.	貴庁が設定した共通シナリオを使って仮説を設定していくことが想定されるが、金融機関毎に経営環境、ビジネスモデル、リスク特性が異なるため、シナリオの設定にあたっては、そうした面からの副作用も踏まえ、金融機関との間で継続	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―b】をご覧ください。

	的かつ幅広に十分な対話を行っていただきたい。	・なお、共通シナリオについては、業態ごとの規模・特性の違いに応じて、シナリオの内容も異なってくるものと考えています。
63.	権限を持って監督する側の当局と被監督側の金融機関との対話において、双方の見方が違う場合等は、対等の対話は期待できず、実質的に当局による行政指導となる。経営判断等に関わる実質的な行政指導が安易に行われることがないよう、行政手続法第 35 条第3項（行政指導が口頭でされた場合において、相手方から書面の交付を求められた場合、行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない旨規定されている）の趣旨を踏まえ、当該対話における当局側の意見について書面の交付を求めることができるようにしていただきたい。	・行政手続法は、金融行政についても対象となります。
64.	また、双方向の対話を有益なものとするため、金融機関における自己評価、課題、改善策等に関する貴庁の対話の仕方についても十分留意していただきたい。例えば、「見方に違いが残る場合には違いを確認した上で議論を継続する」とあるが、貴庁の見解と金融機関の見解に優劣を付け難い場合などは、議論を継続してもすぐに収束することは見込めない。議論を継続するのは貴庁の見解が正しいとの立場を維持するものであるため、貴庁は見解の相違を受け容れるようにしていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【４－b】に記載しておりますのでご覧ください。
65.	「動的な監督のあり方には、最低基準検証に近いものから探求型対話に近いものまで連続的な濃淡がある。3つの手法間の境界は必ずしも明確に線引きできる訳ではない」とされているが、金融機関にとっては、「最低基準検証」から「探求型対話」にいたるまで、常時モニタリング等を受けているような感じとなり、負担等が生じるのではないか懸念している。金融機関の負担にも配慮した運営をお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【４－e】に記載しておりますのでご覧ください。
66.	（「動的な監督」・13 頁）将来に向けてのリスク評価とそれに基づく改善指導（13 頁）は、金融商品取引業者等による金融商品の販売勧誘の適正確保の観点からも期待されます。この点、早期にリスク要因や問題状況を把握するにあたって、国民生活センターの PIO-NET 情報や、金融 ADR の情報や取り組みの一層の有効活用が図られるべきと考えます。	・御意見ありがとうございました。 ・御指摘の点については、別紙1【９－b】に記載しておりますのでご覧ください。
67.	金融機関との対話によって将来的に最低基準に抵触する蓋然性を議論するのではなく、「将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高い金融機関」を検証する際のアプローチを定性・定量の両面からできる限り具体的に示すなど、裁量の幅	・御指摘の点については、別紙1【1—b】に記

	が広くならないように留意していただきたい。	載しておりますのでご覧ください。
68.	検査･監督を通して将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高い事象を把握した場合は、他の金融機関においても予防的な対策に活かすことができるよう、速やかに他の金融機関にも可能な範囲で情報を開示していただきたい。	・当局が把握している金融機関の取組み等の事例のうち、他の金融機関に共有することが有益と考えられるものについては、営業上の秘密に留意しつつ還元・共有していきます。
69.	経営管理手法としてのストレス･テストの意義の認識を高めるため、その実施手法だけでなく、今後示される分野別の「考え方と進め方」において、ストレス･テストの結果の活用方法等も示していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―b】をご覧ください。
70.	Stress Test - We note that in the consultation JFSA proposes the use of universal stress test to ensure soundness of the financial system as a whole. a. We would like to point out that given the difference in the asset management business model vs those of other financial institutions as mentioned above, we do not believe that system-wise is appropriate for asset managers. Macro-prudential stress testing is more appropriate for banks where market and liquidity risks can create solvency issues, thereby generating systemic risk. Regulation of banks directly addresses the fact that government-insured deposits can backstop risky lending and create misaligned incentives, which may lead to excessive risk-taking and excessive leverage and reflects the critical role of banks in intermediating liquidity throughout the financial system. Asset managers do not benefit from any government guarantee or liquidity support, nor do they own the assets they manage or invest their capital in principal trades. Hence their risk profile is very different from that of other financial institutions. b. In view of the variety of business models even within the asset management industry as discussed above, we also do not believe that firm-wide stress testing or stress testing across mutual funds is appropriate. As agents acting on behalf of clients, asset managers manage mutual funds and portfolios in accordance to the investment objectives and restrictions set by clients or the mutual fund constitutive documents. There is a wide	・御意見ありがとうございました。 ・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12―b】をご覧ください。 ・なお、業態ごとの規模・特性の違いに応じて、シナリオの内容も業態ごとに異なってくるものと考えています。

	range of strategies using different asset classes and instruments and it will be impossible to generalise about risks or flows across the various funds/portfolios under common scenarios. A more useful approach will be to conduct stress testing for individual funds using scenarios that are relevant to that investment strategy and asset class.	
71.	仮説を設定する際は、機械的・画一的なものとならないよう、貴庁内で十分な議論を行っていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【1―b】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、仮説を構築する際には、画一的なものとならないよう金融庁内部で十分議論したうえで、金融機関と対話を実施していきます。
72.	（1）意見 動的な監督の意義において、「金融機関を巡るリスクの性質と所在の変化が加速し、金融機関が新しいビジネスモデルを工夫して顧客からの変化する期待に応えていかなければならない現在の状況において」との記載があります。こうした環境認識について全く異論はありませんが、この環境認識を金融機関と共有できていないのではないかと懸念されます。こうした環境認識の下、金融機関が、ビジネスを行っていく上、また、監督当局との対話を円滑に行っていく上で、リスクアセスメントは有効なツールとなり得ることから、本方針において、当局側の姿勢を示すだけではなく、改めて、金融機関に対し、様々なレベルにおいてリスクアセスメントを実施することを促す必要があるのではないかと考えます。 （2）根拠 ノン・フィナンシャルの分野においては、オペレーショナル・リスク管理に代表されるように、固有リスクの特定・評価、関連するコントロールの特定・評価、残存リスクの評価を行い、必要な改善等に結びつける、リスクアセスメントが導入されている。その一方で、その利用はオペレーショナルな部分に限定されているケースが多い。云うまでもなく、このリスクアセスメントの手法は、ノン・フィナンシャルの分野に限定されるものではなく、冒頭の「リスクの性質と所在の変化が加速し、金融機関が新しいビジネスモデルを工夫して」の部分に広く活用できるものです。 例えば、近時、有価証券投資の分野で、開始したばかりの外債投資で市場変動により損失が発生し直にポジションを縮	・御意見ありがとうございました。 ・御指摘の点については、機動的な戦略の見直しのためには、金融機関が規模・特性に応じて、抱えるリスクを適時適切に把握することが必要であると考えております。

	小した地域金融機関が見られました。これなどは、個別投資商品のリスク分析不足というよりは、バイ・アンド・ホールドでラダー型の投資スタイルを前提とした運用・管理態勢(スキル、人員、システムインフラ)の中で、外債に係るリスク（結果としての損益を含め)をどのようにマネージしていくかというリスクとコントロールの分析を十分に行わずに投資を開始したということが失敗の要因の１つではないかと考えられます。 このように今後金融機関が新しいビジネスモデルを工夫していく上でリスクアセスメントを行っていくことが重要になっていると思われます。金融検査マニュアルにおいても、リスクの状況の評価と合せ、リスク管理の状況を評価することを求めていたと理解しています。 このリスクアセスメントは、当局が金融機関との対話をするにあたっても、活用できるものであり、反対に、金融機関側において、こうした取組みが行われていないケースでは、有効な対話が成り立たないのではないかとも考えられます。このリスクアセスメントをベースとした対話においては、リスクの特定が不十分であれば違った切り口でのリスクの検討を促したり、関連するコントロールに関して新しい取組みが業界内で見られる場合には、そうしたコントロールの事例を紹介するといったことが当局に期待されていると思われます。	
73.	「長年にわたって形成された横並び意識や内向きの意識を解きほぐしていくため、金融機関との間で、特定の答を前提としない、多様な創意工夫を志向した『探究型対話』を行っていく」とされているが、「探究型対話」とは、誰が誰に対して探究するのか等、具体的な対話の方法や、従来の対話の方法と何が異なるのか、教えていただきたい。	・探究型対話は、単一の答を前提とせずに、環境と特性に応じ多様な取組みを発揮することが出来るよう金融機関との間で対話するものであるため、その方法は従来のような検査マニュアルに基づいた一律的な対応とは異なるものです。
74.	具体的なモニタリングの方法については、今後示される分野別の「考え方や進め方」の中で明らかにされるのか。中でも、ガバナンスに関する議論の一環として、社外取締役や監査役をはじめ、顧客も含めた金融機関内外の様々な者と幅広い対話を行うとされているところ、こうした対話については具体的にどのように実施されるのか。	・関係者との対話を含め、具体的な対話の手法やプロセス等については、例えば、分野別の「考え方と進め方」等でお示ししたいと考えています。
75.	ベスト・プラクティスとは、各社創意工夫の上で生み出された、言わば高品質のサービスや取組みであり、各社必ずその	・ベスト・プラクティスのための「見える化と探

	水準を目指す必要があるレベルでは必ずしもないと理解しているが、当局としてどのようなベスト・プラクティスの追求をイメージされているのか、ご教示いただきたい。	究型対話」を当局が取り組む理由については、本文 21 頁をご覧ください。 ・なお、ベスト・プラクティスの追求に向けた取組みには、単一の答があるわけでも、ここまでで十分という水準があるわけでもなく、それぞれの金融機関が自らの置かれた環境と特性に応じ多様な創意工夫を行うことが重要であると考えています。
76.	ベスト・プラクティスのための環境整備とは具体的にどのような整備を想定しているのか、ご教示いただきたい。また、現時点でまだ具体的な内容を提示いただくことが難しい場合には、今後のどのように検討されていくのか、ご教示いただきたい。	・ベスト・プラクティスのための環境整備については、本文 23 頁をご覧ください。 ・なお、個別の分野については、それぞれのテーマを検討する際に当局としてどのような整備が必要かについても議論していきます。
77.	「当局としても金融機関によるベスト・プラクティスの追求を支援することが適切と考えられる。」との表現がありますが、これはコンサルティング業務に該当する行為です。 「最低基準検証」が監査業務に該当すると考えられる行為であることより、 同一金融機関に対する「検査(監査的な)・監督」と「コンサルティング」の同時提供に該当するのではないかと思います。 貴庁が効率的に金融機関を指導するには都合が良い手法だとは思いますが、倫理観が欠落しているように思います。 実際に監査資格を保有する検査官が居られるのであれば、それぞれの資格団体の「監査人倫理規程」に抵触する恐れがあるのではないでしょうか？	・当局がコンサルタント業務に類似することを行うものではありません。 ・ベスト・プラクティスのための「見える化と探究型対話」を当局が取り組む理由については、本文 21 頁をご覧ください。

78.	「個別金融機関だけの取組みでは、業界全体に対する利用者の信頼感の向上、市場の活性化等、ベスト・プラクティス追求のメリットが十分に実現しない場合には、業界の自主ガイドライン等の取組みが有効となる」との記載があるが、本来、当局がその責任において示すべき方針等を、業界の自主ガイドライン等に盛り込むことを求めるなど、「当局の正しいと考える特定のベスト・プラクティスを金融機関に押し付ける」ようなことがないよう配慮いただきたい。 また、業界団体の取組みは、公正取引委員会が定める「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」の禁止行為に抵触しない範囲に限られ、業界内の競争を制限するような取り決めはできないことに留意いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【４－a】【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
79.	「探究型対話」においては、当局の正しいと考える特定のベスト・プラクティスを押し付ける形とならないように、金融機関との間にある権限関係に特に注意するとしているが、監督権限を有する当局の意見や質問は、監督される金融機関としては当局の考えや指導として受け止めざるを得ないというのが現実である。	・御指摘の点については、別紙1【４－a】に記載しておりますのでご覧ください。
80.	「安定と成長の両立」という金融行政の目標を実現するためには、方針に記載の通り、「『市場の失敗』と『当局の失敗』の総計をできるだけ小さくして、全体として市場の機能が最大限発揮される環境が確保される」ことが重要と考える。その際、「市場の失敗」が発生するメカニズムやその程度は、金融事業ごとに区々であるものと考えられる。 したがって、当局における新しい検査・監督において、とりわけ、「見える化と探究型対話」においては、こうした金融事業ごとの特性（例えば生命保険と損害保険のビジネスモデルの違い等）や、各市場の実態等を踏まえ、適切な度合いでの当局の関与が図られるように志向されるものと考えているが、そうした理解でよいか。 また、より実効性のある対話とするためには、当局がベスト・プラクティスと考える金融機関の取組みを、これまで以上により具体的に他の金融機関に還元いただくことが望ましいと考える。ただし、その場合でも、「当局と金融機関の対話が当局の正しいと考える特定のベスト・プラクティスを金融機関に押し付ける形となり、金融機関の自己責任原則に則った経営が歪むようなことがあってはならない」という点には十分に配慮いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【２―a】【４－a】に記載しておりますのでご覧ください。
81.	「海外金融機関のベスト・プラクティス」は、大変貴重な情報であり、実効的な対話の材料としてぜひ還元いただきたいが、海外金融機関の規模等に応じたベスト・プラクティスの提供も検討いただきたい。 なお、「ベスト・プラクティスの追求に向けた取組みには、単一の答があるわけでも、ここまでで十分という水準があるわ	・御指摘の点については、別紙1【２－a】【４－a】【５－c】に記載しておりますのでご覧ください

	けでもなく、それぞれの金融機関が自らの置かれた環境と特性に応じ多様な創意工夫を行うことが重要である」とあるとおり、提供いただいた情報がそのまま本邦の商業銀行業務に適用できないケースもあると想定される。 どのように銀行界・個別行において活用するかは特定の答えを前提とせずに、対話の中で考え方を深めて参りたい。	
82.	今後も「比較可能な共通指標」を設定する場合には、真に利用者の選別眼を働かせるうえで有用かといった点や、金融機関の実情を踏まえ、事前に金融界とよく協議いただきたい。 また、「金融機関の間でどの程度の違いがあるか」を、社名等、個社を特定できるかたちで公表する場合には、当該金融機関との合意を経たうえでお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】【５－c】に記載しておりますのでご覧ください。
83.	「個別金融機関による開示だけでは、利用者による比較・検討が進みにくい場合には、業界共通フォーマットに基づく開示を進め」とあるが、利用者による比較・検討が進みにくい場合とは、どのような状況を想定しているのか。 業界共通フォーマットによる開示とは、具体的にどのような形を想定しているのか。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・一般論として、利用者にとって比較・検討するための十分な情報が提供されていないような状況においては、業界団体による自主的な取組みが有益な場合もあると考えられます。
84.	「当局が収集した情報の公表」や「共通の諸指標の設定」により顧客が主体的に金融機関を選択し、顧客本位の競争を実現する一助となるとの意図は理解するが、以下のような弊害等についても留意いただきたい。 －各金融機関の創意工夫・差別化された戦略が望まれるところ、共通指標を追いかける、あるいは共通指標で評価されることで戦略・施策が均一化してしまうおそれ －顧客にとっての価値創造が望まれるところ、共通指標の改善が目的化し、真に顧客本位の運営が疎かになるおそれ －共通指標の算出・開示負担の増大	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
85.	「ベスト・プラクティスのための『見える化』」は、客観性・比較可能性が十分確保されていない形で行われた場合、利用	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記

	者や市場の混乱を招き、結果として、金融機関の創意工夫を制限することにつながりかねない。KPIや開示された情報を判断する主体は利用者や市場であるため、貴庁は金融機関間の競争に不必要に関与することなく、金融機関の企業秘密等にも配慮しつつ、「市場メカニズムの発揮」につながるような指標の選定、開示方法等に留意いただきたい。	載しておりますのでご覧ください。
86.	「平成 29 事務年度 金融行政方針」に、各金融機関の金融仲介を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）の策定が示されているが、実際には、異なる環境で経済活動を行っている金融機関を客観的かつ公平に比較することは困難ではないか。分かりやすい「見える化」を追求することも必要であるが、KPIに対する結果をもって一律に評価されないようにすることも必要と考える。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
87.	例えば、直近の金融レポートにおいて、「（投資信託は）同一グループ内に販売会社を持つ大手運用会社において、顧客の利益につながる商品がありながら、必ずしも顧客に届けられていない」と断定しており、これは一面的な判断ではないか。限られた評価期間における限られた指標の比較だけでは、真に適切な評価を行うことは難しいのではないか。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
88.	業界共通フォーマットによる開示は、形式、部分への集中に陥る可能性や、創意工夫の障害となる可能性があることから、慎重な運用とするよう留意いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
89.	P.22「個別金融機関による開示だけでは利用者による比較・検討が進みにくい場合には、業界共通フォーマットに基づく開示を進め、業界団体において一覧性のある開示を提供することも有益と考えられる」について、 利用者による比較・検討に資する開示とは、例えばKPIなどを念頭に置かれているものと推察するが、KPIは各社取組みのPDCAに有益であるとともに、それを自社として開示することで利用者への情報提供の効果はあると考える。 一方、業界共通フォーマットで一覧化した場合であっても、記載するデータの集計方法等は各社ごとに異なることが考えられることから、利用者の選択をミスリードする懸念があると考える（例えば「お客様満足度」についてみれば、満足度を量るための利用者への質問が異なるため、業界共通フォーマットでの開示は、ミスリードにつながる懸念があるのではないか）。	・御指摘の点については、別紙1【５－a】に記載しておりますのでご覧ください。
90.	基本方針案では、「見える化」に関し、「当局が収集した情報の開示」「金融機関の金融仲介を客観的に評価できる共通	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【５

	の諸指標の設定」といった点について言及されている。 情報開示は、その内容が金融機関の取組み（数値化できない事項を含む）の一部に過ぎなければ、一部の偏った情報を示すこととなり、公平・公正なものとはいえないと考えられる。 また、お客さま・金融機関双方にとって必要性を感じない情報の把握・提供を求めることとなれば、情報過多による消化不良や金融機関の負担増加につながるほか、開示の影響力如何によってはその数値等を改善することが目的化し、意図せず金融機関に画一的な対応をもたらすことになりかねない、といった様々な懸念があり、そうした懸念も十分考慮のうえ、慎重に検討すべきである。	―a】に記載しておりますのでご覧ください。
91.	金融機関利用者は、KPI などで金融機関を比べたいと思っているのだろうか。そもそも、金融庁が金融機関に強制した「金融仲介機能のベンチマーク」は同様の目的であったが、金融機関利用者が金融機関を選択する際に活用されているのか。そのような苦情があったのか。 施策効果がほとんどないものを金融機関に求め、負担を掛けさせて本業をおろそかにさせる行為は、金融機関にとって迷惑であり、国益を損なうものである。KPI など導入すべきではないし、金融庁は自らの役割・スタンスを見つめなおすべきである。	・御指摘の点については、別紙1【3―a】【5―a】に記載しておりますのでご覧ください。
92.	【金融仲介機能の発揮に関するコメント】 各金融機関には地域経済に対する貢献が求められているが、人口減少や高齢化の進行状況等の要因により、経営環境は地域毎に多様性があると考えられます。 こうした環境下、基本的な目標として掲げられている「金融仲介機能の発揮」を円滑に遂行するためには、顧客企業等だけでなく、地域経済と密接な繋がりを有しており、また地域経済の活性化に向けて目標を共有し得る地方公共団体との連携を深めることが重要になると考えます。 従来の「金融仲介機能のベンチマーク」の発展形として今後導入が予定されている「KPI」については、「金融仲介機能の発揮」を測る観点から地方自治体との連携（公募債、縁故債、縁故ローン等の所在地近隣の地方自治体向けファイナンスを含む）に係る取り組み状況を KPI に含めた上で、継続的なモニタリングを続けていくことが、「究極的な目標」であ	・御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

	る「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」の達成に向けて効果的と考えます。	
93.	「利用者の目から見て金融機関ごとの商品・サービスの違いが分かりにくい『情報の非対称性』の問題を補う上では、民間の第三者的な主体による評価指標の開発・公表や、…が有効であると考えられる」とあるが、仮にこうした評価指標を設定する場合には、金融機関と事前に協議いただき、各金融機関のビジネスモデルや業容等に応じて選択できるよう複眼的に設定いただきたい。 また、指標の開示や提出を金融機関に依頼する際には、十分な作業時間を確保するなど、金融機関の負担にも配慮いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【５－b】に記載しておりますのでご覧ください。
94.	評価指標の開発にあたっては、必要な情報等について顧客に対しニーズ調査を行うとともに、金融機関の意見も取り入れていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【５－b】に記載しておりますのでご覧ください。
95.	民間の第三者的な主体については、公的な背景や貴庁の関与がないことが確保されるべきと考える。	・御指摘の点については、別紙1【５－b】に記載しておりますのでご覧ください。
96.	ベスト・プラクティスの開示の促進等に関し、例えばガバナンスやリスク管理、サイバーリスクへの対応等の創意工夫については、金融機関全体で共有する必要がある。一方、商品・サービスの充実や顧客への向き合い方の創意工夫等は、各金融機関の「企業秘密」であり、競争力の源泉であるなど、ベスト・プラクティスを開示することが自由競争の面で馴染まない項目・領域は多い。貴庁の示唆するベスト・プラクティスを実践することで、金融機関や金融サービスの均質化が進み、競争力の向上につながらない懸念もあることから、貴庁が「ベスト・プラクティス」を開示したり、優良な開示例等を示したりすることの是非については、さらなる議論が必要ではないか。	・御指摘の点については、別紙1【５－c】に記載しておりますのでご覧ください。
97.	仮に貴庁が「ベスト・プラクティス」を開示する場合は、金融機関の企業秘密や創意工夫を保護する仕組みが必要ではないか。	・御指摘の点については、別紙1【５－c】に記載しておりますのでご覧ください。

98.	P.22「個々の金融機関では把握しにくい情報を把握・蓄積し、営業上の秘密に留意しつつ金融機関に還元を行う」について、 営業上の秘密とは主として顧客情報や取引に係わる事項が想起されるが、当局に対しては経営戦略の詳細についても開示しており、「各社の競争優位性や経営・ガバナンスの要諦に係る機密」も留意点に追記いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【5－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、営業上の秘密には、御指摘の内容も含まれています。
99.	P22 において、業界による自主ガイドライン等の取組みが有効とされているが、業界の自主的な申し合わせは遵守義務や拘束力を持たないものである。したがって行政目的として、業界の自主的な取り組みにおいて促すものと義務付けるものと整理する必要があり、義務が生じるものについては法的・制度的な裏付けにより実効性を担保すべきと考える。	・御指摘の点については、別紙1【5－a】に記載しておりますのでご覧ください。
100.	P.22「ベスト・プラクティス追求のメリットが十分に実現しない場合には、業界の自主ガイドライン等の取組みが有効となる」について、 ここでいう業界の自主ガイドラインが、仮にベスト・プラクティスに関するガイドラインを指しているものとすると、各金融機関が当該プラクティスを目指せばよいという認識を生んでしまい、かえって金融機関の創意工夫を損なう虞や各社による自由競争を制限する虞もあると考えている。 従って、記載の自主ガイドライン等の取組みとは、ベスト・プラクティスの追求などを通じて得た知見などを踏まえ、「最低限の基準」である業界の自主ガイドラインも必要に応じ、今日的な見直しを行っていくような取組みにつなげていくということを目指しているものと認識しているが、そうした理解でよいか。	・業界の自主ガイドラインは、最低限の基準を示すだけでなく、ベスト・プラクティスの追求に向けた取組みの後押しにも有効なものであると考えます。 ・業界の取組みに関しては、別紙1【5－a】に記載しておりますのでご覧ください。
101.	「業界による自主的な取組み」には賛同するところではありますが、競争法が、「公正な競争に資する」、「市場メカニズムを正しく機能させる」手段である自主的な取組みの障害にならないよう支援をお願いします。	・御指摘の点については、別紙1【5－a】に記載しておりますのでご覧ください。

102.	P.22「プラクティス改善に向けてのプリンシプル」について、 多くの金融機関は、自社の業務品質向上に向けたPDCAサイクルを構築していると考えられ、これはプラクティス改善に向けてのプリンシプルと実質的に同趣旨の内容であると理解している。このように、実質的に同趣旨の取組みを行っている場合には、既存の取組みを読み替えることなども原則の採択に当たり、許容され得るものと認識しているが、そうした理解でよいか。	・具体的にプリンシプル等がまとめられた際に、その趣旨を踏まえて各金融機関が自ら検討した上で、実質的に判断すべきものと考えます。
103.	（「見える化と探求型対話」・18 頁～23 頁）「プラクティス改善のためのプリンシプル」（22 頁※）は、比較的高めの基準・指標を設定し、金融機関の業務改善・イノベーションの推進に資する「探求型対話」の実現を図るべきと考えます。 ※「最低基準検証」におけるプリンシプルとは別レベルのプリンシプルと理解されます。	・御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。
104.	各金融機関の取組みを最終的に判断し、金融機関を選別するのは顧客である。「見える化」に取り組む主体は金融機関であり、貴庁は望ましいと考える「見える化」を例示するに留めることが適当ではないか。	・御指摘の点については、別紙1【４－a】に記載しておりますのでご覧ください。
105.	Sharing of best practices in governance models – we agree that JFSA's position as a supervisor of the entire financial sector endows it with insights of best practises across firms and across sectors of the industry. It will therefore be helpful for JFSA to share their regulatory interpretation and expectations of compliance standards with the financial situations. More importantly we believe JFSA can play a critical role in sharing best practices in setting the culture and implementing governance models which ultimately drive the conduct of firms. In our view, an effective culture and governance model should include the following 5 elements: a. Defining the culture – the values, the principles and behaviours (e.g. customer-centric principles) b. Messaging the culture – how the tone is set from the top and from the middle and communicated across the firm c. Influencing the culture – how to influence the behaviour of employees and guide them to behave in a way which is consistent with the firm's desired culture. This will include compensation models that align interests	・御指摘の点については、別紙1【４－a】【５－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

	(such as bonus deferral and long-term vesting), proper segregation of duties, policies to avoid conflict of interests, etc. d. Monitoring culture - evaluate and report how in practice the firm's actions and those of employees aligned to the desired culture. This may include regular reports to senior management from control functions such as Legal & Compliance, Risk, Human Resources, Finance, Information Security and Internal Audit; periodic employee opinion surveys that include questions on the culture of the firm, thematic reviews by Risk and Controls teams, etc. Most important of all, having a robust risk management framework is key. This includes defining the various types of risk facing the firm, putting in place appropriate controls, ensuring independence of the risk management function, setting escalation policies, etc. e. Governing culture – establish clear ownership and responsibilities for culture across the organisations and to ensure the implementation of policy. Culture and conduct should be a shared responsibility of all employees. At the same time it's preferable to establish accountability of senior management and the various lines of defences across the organisation. Sharing best practices in governance models should not be confused with sharing business strategies and specific products across firms, as the latter are key to the competitive advantage and commercial success of the entities.	
106.	「ルールとチェックリストを中心とした枠組みからプリンシプルや考え方と進め方を中心とした枠組みに移行」することの趣旨には大いに賛同するものの、以下にご留意いただきたい。 ールールベースのメリット・効果として、行政の恣意性の排除、（規制される側の）予見可能性の向上があったところ、新たな金融行政の枠組みにおいてもこうした状況が維持されるよう各種情報発信等により工夫いただくこと	・御指摘の点については、別紙1【1―b】に記載しておりますのでご覧ください。
107.	ベスト・プラクティスの追求に向けた「探究型対話（モニタリング）」について、事務年度の始まるタイミングで実施する予定が決まっているものに関しては、金融行政方針等で凡そのスケジュール感を予め示していただきたい。	・当局としては、継続的なプロファイリングを通じて、個別の金融機関の実態把握を行った上で、必要に応じて、対話を行っていきま

		すが、こうしたオン・オフ一体の継続的なモニタリングを実施する際には、金融機関に過度な負担がかからないよう留意していきます。 ・なお、事務年度ごとの金融行政の方針については、金融行政方針等で整理・公表していきます。
108.	金融庁と各金融機関との間の「探求型対話」を通じて得られた問題点・改善点等については、適切な情報管理の下、共有できる部分については公表し、金融機関に共通する問題点・改善点を予め金融機関と共有することにより、個別協議の効率化も意識していただくようお願いします。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【５－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・個々の金融機関では把握しにくい情報等、金融機関と共有すべき情報については、営業上の秘密に留意しつつ還元していきます。
109.	以前、金融庁が強制した「金融仲介機能のベンチマーク」は、金融庁 HP では「全ての金融機関を対象に」とされているが、メガバンクは策定・公表していない。ビジネスモデルの違いを踏まえてメガバンクに求めないなら求めないでもよいが、曖昧な状態は望ましくない。「検査・監督基本方針(案)」ではこのようなことを回避するため、適用される金融機関はどこか明示すべきである。	・本基本方針は、対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としています。
110.	ビジネスモデルについては「探究型対話」の対象とすべきではないのではないか。何故なら、ビジネスモデルは経営の自己責任原則に基づいて決定されるべきものである。また、当局の職員の銀行経営や中長期的な事業計画に対する見識も対話できるようなレベル感にないのではないか。	・御指摘の点については、別紙1【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・足元時点での収益が良好であっても、ビジネスモデルに持続可能性がなければ、将来的には収益性が維持できなくなります。将来

		的な最低基準抵触の蓋然性を評価し、早い段階から予防的に問題点を指摘し、改善対応を求めていきます。
111.	個々の金融機関による顧客の金融リテラシー向上への対応には自ずと限界がある。現在、貴庁は「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」等を開催しているが、開催日時や会場、開催頻度等の制約が多く、広く参加できる状況になっていない。金融行政の役割として、国民の金融リテラシーの向上に積極的に取り組んでいただきたい。	・御意見ありがとうございました。 ・シンポジウムの開催については、前広な周知等、できるだけ多くの方にご参加いただけるような工夫の余地がないか、引き続き検討していきます。 ・金融リテラシー向上に向けては、SNS の活用等により若年世代に対する効果的な情報発信を行うほか、身近な場である職場を活用した投資教育を推進するなど、効果的な取組みの実施に努めていきます。
112.	Ⅲ. １. では「開示と探求型対話」、Ⅲ. ５. では「見える化と探求型対話」と、表記が異なっている。 同一の趣旨であれば、誤認防止・明確化の観点から、「開示と対話型探究」に統一いただきたい。	・御意見ありがとうございました。 ・文言を統一しました。
113.	「立入検査で実態面の問題が確認されているのに検査報告書では態勢面の問題を中心に記載されたり、監督では実態の確認が十分できなかったりする事例が見られた」とあるが、検査を受ける側としても態勢と実態の区別について見識を深めることは有益であると考えられることから、可能であれば具体的な事例をお示しいただきたい。	・具体的な事例については個別の検査関係情報となるため回答を差し控えますが、従来は、検査マニュアルに基づいた検査を実施していたことから、検査報告書においては検査マニュアルにある各種態勢についての指摘となっていたところ、今後は、オン・オフ一体の継続的なモニタリングに基づき、モニタリングの過程全体を通じて一体的に把握していきま

		す。
114.	新たな検査・監督のアプローチにより、貴庁の行政方針の透明性・予見可能性が低下した場合、かえって金融機関の適切なリスクテイク行動の委縮や規制対応コストの増加を招き、顧客本位の業務運営の追求に水を差しかねない。そうしたリスクを十分意識したうえで、継続的な対話や適時適切な情報提供等により、高い公平性・透明性を確保しつつ実効性のある「検査・監督の品質管理」を進めていただきたい。また、政策全体の費用対効果の客観的・定量的な検証を不断に行っていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【８－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、費用対効果の視点も考慮しつつ、組織として検査・監督の品質管理をする仕組みを強化していきます。
115.	過度な負担が生じる場合、活力にも影響を与えることから、新たな検査・監督においては費用対効果も考慮したものを要望したい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】に記載しておりますのでご覧ください。
116.	詳細なコスト・ベネフィット分析 新たな規制導入の際にはコスト・ベネフィット分析が不可欠であることは論を俟ちませんが、本方針に基づく新たな検査・監督においてもかかる視点を重視していただくようお願いします。検査・監督手法の形式・過去・部分主義から実質・未来・全体主義への移行に伴い、各金融機関では、検査・監督目線の不透明性等から過度な検査準備を強いられる可能性があり、その場合には対応負荷が増加することが想定されます。したがって、検査・監督手法の変更により実現される効果と各利害関係者に発生する追加的な負荷を分析したうえで、合理的かつ効率的な運用をしていただくようお願いします。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】に記載しておりますのでご覧ください。
117.	実施済みの金融規制の効果に対する評価と改善 実施済みの金融規制の効果についても検証を行い、金融行政においても PDCA の観点を意識していただくようお願いします。実際の取引現場においては、細かいルールが決まっていない事項については、各社が保守的な対応をするために、取引を控える傾向が強くなり、市場流動性に影響を与えることが多々あります。検査・監督の機会を利用して、	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、検査・監督のあり方をまとめておりますので、制度設計

	実施済みの金融規制が真に市場の透明性向上その他の規制目的に実施に寄与できているのか検証を行い、「探究型対話」を通じて金融規制を改容することができれば、金融規制目的の達成により資するものと思われます。	に係る部分については対象外となっております。
118.	「金融機関から法令解釈その他の相談を広く受け付ける相談体制の整備」とあるが、是非、金融機関にとって、気軽に相談できて、使い勝手の良い体制を整備していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【8－a】に記載しておりますのでご覧ください。
119.	地域金融機関は、財務局や財務事務所を通すことが多く、貴庁へ直接相談を行う仕組みがあった方が効率的で、適時適切な意見となりやすい。金融機関から貴庁へ直接相談を行う仕組みを幅広く導入していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【8－a】に記載しておりますのでご覧ください。
120.	被検査機関からの「意見申出制度」や被検査機関の経営陣等から面談ないしアンケートにより意見を聞く「検査モニター制度」は廃止されるのでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【8－a】に記載しておりますのでご覧ください。
121.	「新しい検査・監督においては、金融機関等からの情報収集について、目的に対して過不足のないものとなるよう、費用対効果に十分留意するとともに、重複徴求の生じないような庁内の情報共有のあり方を実現する。また、金融機関等に対しては、情報収集の目的や問題意識についての十分な説明を行うとともに、収集した情報の分析結果を可能な限り還元する。」とあるとおり、資料徴求等の情報収集にあたっては、金融機関の負担にも十分配慮したうえで、必要最小限にしていただくとともに、徴求期間も十分確保いただく等の対応をお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【3－a】【9－d】に記載しておりますのでご覧ください。
122.	金融仲介機能の発揮に向け、営業店が顧客と対話できる時間をより多く創出するため、庁内の連携を進め、重複した報告等を削減していただきたい（特に「金融円滑化」に関する報告等）。	・御指摘の点については、別紙1【3－a】【9－d】に記載しておりますのでご覧ください。
123.	個別金融機関の検査・監督の結果についても判断の適切性等が確保されるよう、中立的な第三者である外部専門機関を設置し、検査・監督の結果の講評について、貴庁、被検査金融機関、第三者の合同で行う仕組みを検討してはどうか。	・御意見ありがとうございました。 ・なお、御指摘の点については、別紙1【8—

		a】に記載しておりますのでご覧ください。
124.	業態横断的な金融機関で構成される専門機関を設置し、検査・監督、その他金融行政について意見交換を行い、その意見を取り込む仕組みを検討してはどうか。	・各金融関係諸団体とはすでに意見交換の場を設置しておりますが、引き続き活用していきたいと考えています。
125.	貴庁において新たな検査・監督の実施状況をどのように捉え、評価しているかを「見える化」することは、金融機関との共通認識を深め、検査・監督の質等の向上を促進することにつながることから、品質管理の過程においても、検査・監督に関する考え方が貴庁内でどのように議論されているか開示していただきたい。	・金融行政方針や意見交換会の発言概要の公表等を通じて、当局自体の「見える化」についても進めていきます。 ・また、検査・監督の見直しに関する情報については、金融庁のウェブサイト掲載等を通じて、広く発信していきます。
126.	金融レポートは、単なる調査結果やサマリー情報を示しているだけであり、自らの行動につながっていきにくい。金融機関の企業秘密に配慮しつつ、検査・監督の結果（分析、評価等）をどのように公表・還元することが効果的か具体的に検討していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【5－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、金融機関における多様な取組みの参考となる事例等を金融機関に共有・還元することで、金融機関におけるベスト・プラクティスに向けた取組みをサポートしていきます。
127.	「個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方については、別途示していく」とあるが、金融機関の規模・業態に応じたテーマを設定するという理解でよいか。	・御指摘の点については、別紙1【２－a】【６－e】に記載しておりますのでご覧ください。 ・「考え方と進め方」で扱うことが考えられるテーマについては、本文 36 頁をご覧ください。

128.	金融機関における内部監査業務のフォワードルッキングな視点を強化するため、ディスカッション･ペーパー等で内部監査部門への当局目線での期待領域を示していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【12－a】に記載しておりますのでご覧ください。
129.	本方針と同様に、「（分野別の）考え方と進め方」も、パブリックコメント等を経たうえで一般向けの公表が予定されているという理解でよいか。 また、「具体的なテーマについての考え方と進め方は、金融機関の規模・特性に応じた内容とし、小規模金融機関に対して不必要に複雑な議論を求めないことを明確にする」とあることに鑑みると、業態別・規模別に分けた形式での記載や分冊形式となることが想定されているという理解でよいか。 さらに「ディスカッション・ペーパー」については、その趣旨も踏まえ一般向けには公表されず、金融機関個社との議論のために作成・使用されるものであるという理解でよいか。	・分野別の「考え方と進め方」とディスカッション・ペーパーは同一のものであり、公表の上、パブリックコメント等で幅広い方々からの御意見等をいただくことを予定しています。 ・内容は金融機関の規模・特性を踏まえたものとしますが、具体的な記載についてはそれぞれのテーマを検討するにあたって決定したいと考えています。 ・なお、御指摘の点については、別紙1【6－e】に記載しておりますのでご覧ください。
130.	「あらゆる問題に体系的・網羅的に解答を提供することを目指すのではなく、考え方や進め方の整理が有益と考えられるテーマを順次扱っていく」とあるが、金融機関は、検査マニュアルのチェック項目に沿った態勢整備を行っていることから、今後の態勢整備の参考とするため、検討テーマについては前広にお示しいただきたい。 特に、金融円滑化法の期限到来後約5年が経過する中、「金融円滑化管理態勢」の今後の取扱い・考え方について、前広にお示しいただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【４－c】【６－e】に記載しておりますのでご覧ください。 ・分野別の「考え方と進め方」は金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするものであり、一律に金融機関に対応を求めるものとは性質が異なります。
131.	分野別の「考え方と進め方」、ディスカッション・ペーパー、プリンシプル等を早めに示していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【６－e】に記載しておりますのでご覧ください。

132.	金融機関の置かれた環境によって多様な考え方があるため、分野別の「考え方と進め方」は、無理に考え方を収斂せず、両論併記とする等のアプローチをとっていただきたい。	・分野別の「考え方と進め方」は金融庁の考え方を示すものです。 ・分野別の「考え方と進め方」に基づく対応にあたっては、一律の方法を押し付けるのではなく、金融機関側と当局側で見方に違いが残る場合には、当局の見解を押し付けず違いを確認した上で金融機関との議論を継続するほか、共有された課題認識については、それに基づき金融機関において具体的な改善策が策定されるよう求め、改善状況をフォローアップするなど、状況に応じた対応を行っていきます。
133.	今後示される分野別の「考え方や進め方」の中で、具体的な最低基準が示されるのか。さらには、具体的な最低基準のみならず、将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高いと判断するポイントも示されるのか（この場合、新たに示される「判断のポイント」が再びチェックリスト化する恐れはないのか）。	・御指摘の点については、別紙1【6―a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・分野別の「考え方と進め方」は、金融機関に自らの置かれた状況に応じ、多様で主体的な創意工夫を発揮していただくための対話の材料としてお示ししていくものであり、検査マニュアルのようにチェックリストで示された結論の通りに対応して頂くという方式自体を改めるものです。また、そこでお示しした問題意識を各金融機関内でも議論して頂いた上で、当局とも対話をしていただくという性格のもの

		です。 ・なお、幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していきます。また、一度示した考え方や基準は、固定化させることなく、より良い実務に向けた見直しや改善を続けていきます。
134.	「以前の立ち入り検査においては・・多くの金融機関に検査マニュアルのチェックリストに基づいて一律かつ網羅的な検証を行っていた」とあり、このような批判も踏まえ、今後、当局として各種のディスカッションペーパー等の公表によって金融機関との対話を目指していくことについては意義があると考えます。プリンシプルベースの金融監督の本家本元ともいえる UK(FCA)では、大部にわたるガイドブックの整備や業界団体との協働のもとでガイドライン等が提示されており、このような形で、規制の背景説明や当局の期待値が明確な形で示されることが、金融機関との対話にも大きく資することになると考えられます。今後公表される予定のディスカッションペーパー等についての取組方針、たとえば頻度、カバーするテーマ、深度等についてご教示頂けないでしょうか(例えば、作年 12 月に公表された AML/CFT に関するガイドラインは、この一環として考えてよいのか。今後のディ スカッションペーパーの質量も同程度のものとなるのか等)。	・御指摘の点については、別紙1【6―e】に記載しておりますのでご覧ください。 ・分野別の「考え方と進め方」の検討だけではなく、その時々の課題重要な課題に対し重点的なモニタリングを行うとともに、ある程度成果がまとまった段階で、その結果に併せて今後の課題や着眼点を公表するといった取組みも検討していきます。 ・さらに、幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していきます。また、一度示した考え方や基準は、固定化させることなく、より良い実務に向けた見直しや改善

		を続けていきます。
135.	金融検査マニュアル廃止後の検査・監督の運用について、不安視する声もある。金融当局が、見直し後の検査・監督においても、統一的に重視すべき考え方、視点、ポイント等があるとすれば、今後の検査・監督において、最低基準の充足や、見解の相違等による態勢の再整備といった金融機関の二度手間の防止のため、そうした事項については、予め、明確、かつ、わかりやすくしておく必要があると考える。 今後、分野別の「考え方と進め方」等をとりまとめる過程で、こうした点も検討していくものと思われるが、各分野・項目の性質に応じた適切な情報の示し方（※）を含め、金融機関の意見を踏まえながら適切にご検討いただきたい。 ※　最低限の考え方として当局が示すべき事項、事例等の提供など金融機関への材料・選択肢を提供していく事項、各金融機関の判断や業界の自主ルール等に委ねるべき事項など、分野・項目等の性質に応じた適切な対応のこと。	・御指摘の点については、別紙1【6—a】【6—d】に記載しておりますのでご覧ください。
136.	P29「金融検査マニュアルの廃止」については、各金融機関が創意工夫により実務をより良くするためとあるが、小規模金融機関は技術的・人員的な問題により、必ずしも自ら最適な自主基準を作成できる状況にはないため、ある程度のモデルとなる基準や指標を示していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【6—a】に記載しておりますのでご覧ください。
137.	証券取引訴訟により被害者救済の任務を遂行してきた当研究会としては、まず、監督指針に定められた項目中、特に金融商品の勧誘関連の規制については、証券取引訴訟において、違法性を基礎づける重要な証拠の一つとして機能してきたことに鑑み、これらを後退させることには反対であり、是非残すべきである。	・御意見ありがとうございました。 ・なお、監督指針は、法令の適用・解釈の明確化や許認可・行政処分等の手順を示したものであり、こうした点について予見可能性を確保することは引き続き重要と考えられることから、監督指針については利用を継続することとしています。
138.	第 2 種金融商品取引業者等は、現状、検査・監督の効率化・実効化が必要と見受けられます。かかる観点からは、この分野では、ルールやチェックリストの役割は、依然として比較的大きいように思われます。	・御指摘の点については、別紙1【6—a】に記載しておりますのでご覧ください。

		・金融商品取引業者等向けの検査マニュアルの取扱いについては、金融商品取引業者等に対しては、業法において細かなルールベースの規定が定められていること等の特性を踏まえた上で、証券取引等監視委員会において、その取扱いを引き続き検討していきます。
139.	6.「最低基準検証」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」を通じた進め方の（優先課題の重点的なモニタリング）において、金融機関との間で合意できなかった点については、現在では検査結果通知以外の還元方法を工夫し、認識が一致しない点については相違点を確認の上継続的に議論を続けることとしている。今後とも、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫していく。とのことですが、私は信金の資産査定管理部門で8年4カ月の間に4回の金融検査を受けており、確認表について、検査官との激しいやりとりや自金融機関内部で説得する苦労などを味わった経験をもとに意見を申し上げます。 私としては、検査指摘事例集が検査結果事例集に変わったことにより、評価事例と指摘事例がともに掲載されることとなりました。検査結果通知以外の還元方法でなくても、検査結果通知の中に合意できなかった事項として入れて、今後、当該金融機関の経営陣と優先的に議論を交わすとしたほうが、当該金融機関の経営陣は重大な経営課題として取り組み、当該金融機関の主張が正しいと確信を持つことができたなら、エビデンス（主張の根拠）を財務局か財務事務所に、経営陣が赴き説明するということもできると思います。受検側の金融機関の経営陣であれば、それぐらい覇気がほしいところです。	・分野別の「考え方と進め方」に基づく対応にあたっては、一律の方法を押し付けるのではなく、金融機関側と当局側で見方に違いが残る場合には、当局の見解を押し付けず違いを確認した上で金融機関との議論を継続するほか、共有された課題認識については、それに基づき金融機関において具体的な改善策が策定されるよう求め、改善状況をフォローアップするなど、状況に応じた対応を行っていきます。
140.	「実質・未来・全体」指向の金融検査・監督には賛同するが、過去の金融検査・監督行政に対してやや行過ぎた自戒、自己批判もあるように見受けられる。検査マニュアルは、確かに形式主義化を招いた側面もあるが、元々は旧大蔵省時代の裁量行政やそれを遠因として発生した大蔵省不祥事の再発を防止するため、検査・監督項目を明確化し、客観性、透明性、予見可能性を高め、もって（記述されている）「悪しき裁量行政」の防止や検査官の独断・独善による裁量的な指導を抑制することにあったと理解している。検査マニュアル等に記載されている内容は今日においても社会的な要請として金融機関に当然求められる最低基準として有用であり、課題の所在は、検査マニュアルの存在という形式面ではな	・御指摘の点については、別紙1【1―b】【6―a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、検査マニュアルは、金融危機の時代に、最低限の自己査定やリスク管理態勢等を確立する上では、大きな役割を果たしたと

	く、当局におけるその運用が過度に機械的、画一的であったという実態面ではないか。そうであるならば、「実質・未来・全体」指向という運用の見直しには賛同するが、検査・監督の客観性、透明性、予見可能性を担保する検査マニュアルという枠組み自体は引続き必要と考える。少なくとも、検査マニュアルを廃止し、監督指針等に統合するのであれば、検査マニュアルが従来担っていた当局検査・当局指導の客観性、透明性、独断的な裁量の抑止の根拠となりうる記述に工夫することが必要と考える。	考えられますが、他方で、近年検査マニュアルを用いたチェックリスト方式の検査への懸念が大きくなってきたことから、廃止することとしたものです。
141.	ご提案として、ABL(Asset Based Landing)と事業性評価融資の牽連性を明示していただくと金融実務が更に円滑になるように思われます。 ABL は経営者保証に関するガイドラインにおいて、不動産担保の代替メニューとして明記されていますが、金融実務では「対抗要件具備」や「動産評価」の困難性等により取組姿勢は積極的とは思えません。(地域金融機関で研修等を行う中で感じます。)その背景には ABL をいわゆる(回収のための)担保の印象が大きすぎることが要因の一つです。 ABL は債務者企業の事業内容をモニタリングできる、または、モニタリングする権利が生まれる手法と考えることができます。事業性評価融資における具体的なモデルとしてこれまで以上に推進する体制を推進していただきたく思います。 金融行政改革を進めるプロセスにおいて、事業性評価融資の取組みは地域金融機関への重要課題として取り組まれ、具体的に金融行政方針や「地域金融機関による事業性評価について」(平成 26 年 10 月 24 日)などにより明示されています。「地域金融の現状・課題とその方向性」監督局参事官レポート (平成 25 年 10 月 30 日)においても ABL は企業向け金融サービスのローカルな展開として明示されています。 これからの「金融検査・監督の考え方と進め方」の中で ABL を事業性評価手法の一つとして取りあげていただけることは、少なからず地域金融機関における事業性評価の発展につながると思います。	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。
142.	今回の「基本方針」では、各所において、分野別の「考え方と進め方」の活用、および「ディスカッション・ペーパー」の活用が望われている。分野別のテーマとして、我が国におけるファイアウォール規制に関する「ディスカッション・ペーパー」の取りまとめを提案させて頂きたい。 ファイアウォール規制については、顧客の非公開情報を金融グループ内の各社間で授受することが原則禁止されているなど、我が国特有の側面が有るが、引き続き顧客からの苦情が絶えないとも聞く。しからば、 現行の規制は必ずしも十分に機能していないのではないか、との疑問も湧く。 ファイアウォール規制をと	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、検査・監督のあり方をまとめておりますので、制度設計

	りまく下記の諸点を含めた市場環境を把握し、関係者間で共通認識を持つ一助 として、「ディスカッション・ペーパー」の取りまとめが有益ではないか。 如何なる顧客の如何なる利益を守る目的なのか。 どのような業態による優越的地位の濫用などが実際に発生しているのか。 現行のファイアウォール規制および検査・監督は有効に機能しているのか。 改善すべき点などは有るのか。	に係る部分については対象外となっております。
143.	今後、本方針、監督指針、ディスカッションペーパー、ガイドライン等が制定されていく事となるが、それぞれの位置付け・関係性（概念的な上位/下位、行政における位置付け）が未だ不明確であり、用語の使い方も含め、体系的な整理に一層留意して進めていただきたい。	・検査・監督に関する方針の示し方の全体像については本文 36 頁をご覧ください。 ・分野別の「考え方と進め方」のほか、その時々の課題重要な課題に対し重点的なモニタリングを行うとともに、ある程度成果がまとまった段階で、その結果に併せて今後の課題や着眼点を公表するといった取組みも検討していきます。 ・さらに、幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していきます。また、一度示した考え方や基準は、固定化させることなく、より良い実務に向けた見直しや改善を続けていきます。

144.	検査マニュアルが廃止された場合、以下の取扱いはどうなるのか。 ①「金融検査評定制度」 ②「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」 ③「資産査定管理業務の確認検査用チェックリスト」や「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等のチェックリスト ④「貸出条件緩和債権関係Q＆A」	・①②については、別紙1【6―b】に記載しておりますのでご覧ください。 ・③各種検査用チェックリスト等についても、その取扱いについては、本基本方針で示されている検査マニュアル廃止の方向性と整合的になるよう、見直していきます。 ・④「貸出条件緩和債権関係Q＆A」については、別紙1【7－e】に記載しておりますのでご覧ください。
145.	P29 より「金融検査マニュアル」については廃止されることになるが、これに伴い「検査評定制度」・「金融検査に関する基本指針」は廃止又は見直しがされると考えてよいか。	・御指摘の点については、別紙1【6―b】に記載しておりますのでご覧ください。
146.	検査マニュアルの廃止に伴い、「金融検査評定制度」の今後の取扱いをお示しいただきたい。 仮に、なんらかのかたちで制度が存続する場合には、Ⅲ. ３. の「最低基準検証」との関係についても明らかにする必要があると考える。 ※金融検査評定制度 Q&A において「金融検査評定制度は、金融検査マニュアルに則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うもの」とされている。	・御指摘の点については、別紙1【6―b】に記載しておりますのでご覧ください。
147.	「検査マニュアル」の廃止に伴い検査評定制度も廃止されるということでよろしいでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【6―b】に記載しておりますのでご覧ください。
148.	金融検査マニュアルの廃止に伴い、平成 17 年 7 月に制定された「金融検査に関する基本方針」は廃止されるという理解	・御指摘の点については、別紙1【6―b】に記

	でよいか。	載しておりますのでご覧ください。
149.	オンサイトモニタリングは引き続き実施されるものと存じますが、「金融検査に関する基本指針」はどのような位置づけになるのでしょうか。証券取引等監視委員会は 2017 年 4 月に証券検査基本指針を証券モニタリング基本指針に改訂していますが、「金融検査に関する基本指針」は金融モニタリング基本指針などに改訂するご予定でしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【6—b】に記載しておりますのでご覧ください。
150.	今回の「検査・監督基本方針」に伴って、平成 17 年に発出された「金融検査に関する基本指針」の位置付けはどうなるのかご教示頂きたい。全廃されるのか、それとも一部は引き続き維持・有効とされるのか。 同「基本指針」では、金融検査に関する幾つもの重要な基本的な方針が記されていたと理解している。 なかでも、検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱いに関する記載がみられる。 これらは、「検査部局の事前の承諾なく・・・第三者に開示してはならない」とされている。 平成 27 年に部分改正された模様だが、例えば、外資系金融機関については、その親会社及び海外本店等に ついて、“所定の様式の承諾書”を検査部局に提出した者が除外(=開示可)される扱いとされている。 しかし、新しい「検査・監督基本方針」の下では、グループ会社内への開示・共有は原則として認めて頂きたい(海外に在る本店、親銀行・親会社、地域本部、日本所在のグループ会社など)。	・御指摘の点については、別紙1【6—b】に記載しておりますのでご覧ください。 ・「第三者開示」の仕組みについては基本的に存置されますが、今後必要に応じて見直しを検討していきます。
151.	「検査・監督に関する方針の示し方」において、事務ガイドライン（監督指針）の見直しとともに、分野別の考え方と進め方について、必要性の高いと思われるものから扱っていく(P31)とされていますが、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に関する事務ガイドラインの見直しや分野別の考え方と進め方等は、パブリックコメントに付されるのでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【6ーe】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、分野別の「考え方と進め方」等については、公表の上、パブリックコメントを行う予定です。
152.	現行の「金融検査事前資料等一覧」(いわゆる「Day One Package」)は廃止されるのか? それとも、一部は引き続き維持・有効とされるのか?	・立入検査のために提供いただく資料がある場合には、引き続き事前に通知を行います。 ・内容については、本基本方針で示されてい

		る考え方と整合的なものとなるよう見直しを検討していきます。
153.	本方針の適用開始や、検査マニュアルの廃止に向けては、十分な準備期間を設けていただきたい。 また、これらのスケジュールについて、現時点の想定があれば開示いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【6－e】に記載しておりますのでご覧ください。 ・分野別の「考え方と進め方」は、金融機関に自らの置かれた状況に応じ、多様で主体的な創意工夫を発揮していただくための対話の材料としてお示ししていくものであり、検査マニュアルのようにチェックリストで示された結論の通りに対応して頂くという方式自体を改めるものです。そこでお示しした問題意識を各金融機関内でも議論して頂いた上で、当局とも対話をしていただくという性格のものです。
154.	検査マニュアルの廃止時期は記載されているが、円滑な移行を確保する観点からは、分野別の「考え方と進め方」についても、導入予定時期(目途)を記載いただききたい。	・同上
155.	分野別の「考え方と進め方」及びディスカッションペーパーの提示については、どのようなスケジュールを予定しているのか。 分野別の「考え方と進め方」の策定に当たり、業界の意見を勘案していただくとともに、策定スケジュールについて、前広に示していただきたい。	・同上
156.	本方針の制定に伴い、定期的(月次・四半期等)に貴庁に提出している報告物に変更が生じるか、確認したい。 変更がある場合には、システムの改修を含め、データの集計方法の見直し等に相応の対応期間が必要となるため、実	・御指摘の点については、別紙1【3－a】【9－b】【9－d】に記載しておりますのでご覧くだ

	務に混乱が生じないよう、十分な配慮をいただきたい。	さい。
157.	分野別の「考え方と進め方」を策定するということですが、新たなミニマムスタンダードにならないか。	・御指摘の点については、別紙1【4－c】に記載しておりますのでご覧ください。
158.	基本方針案では、金融検査マニュアル廃止の目的について、「金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするため」としている。金融検査マニュアル廃止後の検査・監督のあり方については、こうした目的を踏まえ、金融機関の自主的な経営判断に基づく創意工夫を最大限尊重する方向性で検討いただくようお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【4－c】に記載しておりますのでご覧ください。
159.	P.30「分野別の「考え方と進め方」について、これを用いた対話を進め、考え方が熟した場合には、必要に応じプリンシプルの形に整理していく。」について、 今後、複数の分野でプリンシプルが策定されていくことが考えられる。一方、プリンシプルごとに各金融機関が取組み方針を公表していくと、その数が膨大になり、かえって消費者にとってわかりにくく、また方針が形骸化する虞があると考えている。 従って（プリンシプルを採択する場合であっても）その取組み方針の策定方法や公表範囲については、各金融機関の創意工夫のもと自主的に行っていく必要があると認識しているが、そうした理解でよいか。	・プリンシプルの策定は、利用者にとって各金融機関の取組みが分かりやすくなることを目的とするものです。その上で、各金融機関が更なる創意工夫の取組みを行うことが望ましいと考えます。 ・なお、御指摘の点については、別紙1【4－c】に記載しておりますのでご覧ください。
160.	特に、30 ページの「Ⅳ. 当局の態勢整備　3.検査・監督に関する方針の示し方　(2)監督指針」に記載されている、「行き過ぎたルール・ベースとなって、金融機関の創意工夫を妨げている場合は、見直しを行う。」（抜粋）について、必要に応じて適宜実施して頂くことを希望致します。	・御意見ありがとうございました。
161.	検査マニュアルの廃止は、各金融機関において、チェックリスト方式の同マニュアルに縛られることなく、より良い実務を構築していくための措置であると理解しているが、廃止時期について、平成30年度終了後を目途とされていることから、現在はいわば準備期間であるものと認識している。 ・上記趣旨に鑑みれば、たとえ検査マニュアル廃止前であっても、各社の創意工夫に基づく実務において、結果として検	・御理解のとおりです。 ・御指摘の点については、別紙1【4－c】に記載しておりますのでご覧ください。

	査マニュアルを形式的には充足しない状況が生じたとしても、ただちに問題視されるものではないとの理解でよいか、確認したい。	
162.	「検査・監督に関する方針の示し方」は、証券取引等監視委員会が実施する金融商品取引業者等、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者、金融商品取引所などへの検査にも適用されるのでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【6－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・金融商品取引業者等向けの検査マニュアルの取扱いについては、金融商品取引業者等に対しては、業法において細かなルールベースの規定が定められていること等の特性を踏まえた上で、証券取引等監視委員会において、その取扱いを引き続き検討していきます。
163.	「検査マニュアル」とは、金融庁が策定している、預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(別冊を含む)、保険検査マニュアル、金融持株会社に係る検査マニュアルを意味し、証券取引等監視委員会が策定している、金融商品取引業者等検査マニュアル(別冊である信用格付業者検査マニュアル)は含まれないのでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【6－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・金融商品取引業者等向けの検査マニュアルの取扱いについては、金融商品取引業者等に対しては、業法において細かなルールベースの規定が定められていること等の特性を踏まえた上で、証券取引等監視委員会において、その取扱いを引き続き検討していきます。

164.	検査マニュアルは銀行等のほか、保険会社(資産査定あり)や信託会社向けのものがあるが、公表された「検査・監督基本方針(案)」は預金取扱金融機関向けのようであり、保険会社等をカバーした内容に思えない。保険会社等も対象に含むのであれば、対象の明示とともに(案)の内容を見直すべきである。	・本基本方針は、対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としています。
165.	「金融機関がチェックリストの形式的遵守を図り、自己管理の形式化・リスク管理のコンプラ化につながる」との記載があるが、「リスク管理のコンプラ化」の趣旨を、より具体的にお示しいただきたい。	・本来、リスク管理は金融機関が自らの経営環境や経営方針等を踏まえて実効性のある形で行うべきところ、検査マニュアルに記載されているチェックリストを形式的に遵守することがリスク管理の手法となっているのではないかとの趣旨です。
166.	今後、貴庁が注力したいテーマとして、「IT ガバナンスのあり方」が挙げられていますが、日本の大企業(特に金融機関)には、欧米流のトップダウン的な企業統治を行うというより、ボトムアップ(上申、仰裁等)の決裁の仕組みにより、情報システムを構築しています。 経営層が情報システムの構築や情報セキュリティの確保について十分理解した上で経営資源を配分することで関与することは重要なことではありますが、力量が伴わない CIO や CISO を任命することや形式的な IT ガバナンスプロセスの整備をベストプラクティスの追求と称して貴庁が「モニタリング確認票」なる帳票を用いて半ば強制指導しても形骸化するだけであり、相手を顧みない失敗コンサルティングの典型のように思えます。	・御意見ありがとうございました。 ・近年のIT技術の進展等を踏まえ、金融機関のITの戦略は今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略とITの戦略を一体的に考えていくことの必要性が高まってきています。このため、経営陣をはじめとする金融機関との間で、ITと経営戦略を連携させて企業価値の創出を実現するための仕組みとして、ITガバナンスのあり方につき、金融機関(特に経営陣)との対話を実施していくことを検討しています。 ・このため、ご懸念のような形式的な確認や

		強制は想定しておりません。いずれにせよ、ITガバナンスに係る対話のあり方については、引き続き検討を進めていきます。
167.	「IT ガバナンス」には、例えば、「投資及び予算管理」といった「効率性」項目がありますが、金融機関におけるシステム監査においては、貴庁が定義するところの「システムリスク」への対策項目は主に「安全性」・「信頼性」に該当しており、「トレードオフ」の関係にある項目が含まれてしまいます。通常、監査人は「トレードオフ」に該当する指摘・アドバイスは自己矛盾となってしまう為、経営層の特段の要望でもない限り控えるようにしているところではありますが、貴庁においては、リスク対策には「トレードオフ」になってしまう項目があるとの認識はございますか？	・御意見ありがとうございました。 ・166 にあるとおり、ITガバナンスの対話のあり方については、現在検討を進めているところです。 ・なお、一般論として、ITと経営戦略を連携させて企業価値の創出を実現するための仕組みとしてのITガバナンスと、システムの安全性や信頼性の確保は、両立しうるものと考えております。
168.	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」（以下、本案）では、「当局が一律のチェックリストで金融機関の行動の是非を判断するのでは、新しい検査・監督を実現するのは難しい。今後は、基本となる考え方を示し、金融機関の特性に応じた対応を行っていくことが求められる」、または「ルール・ベースの行政からルールとプリンシプルのバランス重視へ」とする一方で、ITに関しては監督指針において一定の「考え方、進め方、プリンシプル」を示すとしています。 本案に関連し、サイバーセキュリティに関しては、金融機関にとって直接利益に結び付かない取組である性質から、経営陣においては積極的にサイバーセキュリティへの対策に経営資源の配分を促す意味合いから、以下に示す内容についての検討を併せて行うよう要望します。 １．2015 年４月の監督指針改正に伴い追加されたサイバーセキュリティへの対応について、金融庁の標榜する「個々の金融機関のリスク認識に基づく対策を促す」との行政方針に基づき、凡そ３か年に渡り監督・検査を行ってきたところですが、大手金融機関については一定の進捗がみられた反面、結果的に数の上で大多数を占める中小金融機関におい	・御意見ありがとうございました。 ・これまで金融分野のサイバーセキュリティに関しては、監督指針等において着眼点を明確するとともに、「金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に沿って進めてきており、ご指摘の点も含め、今後の取組みの参考とさせて頂きます。

	ては、本案にみられる「過度に細かく特定の方法を記載する等行き過ぎたルール・ベースとなって、金融機関の創意工夫を妨げている」との指摘は当たらず、現時点においてもサイバーセキュリティへの対応の遅れに関して具体的な改善に取組む姿勢が見られない金融機関が多数認められる結果となっていること。 2. 上記に関し、主に中小金融機関からは、ある程度の専門的な知識とマンパワーを要する「サイバーセキュリティに関するリスク評価」に関する対応の困難さに加え、「もう少し具体的な取り組み目標となる基準があると考えやすい」といった意見を多数確認することができた。即ち、本案に示される「考え方、進め方、プリンシプル」を提示し、対話を進めることのみでは、仮にサイバーセキュリティへの取組に対する理解に基づく対応への意思があったとしても、具体的な対策の実施までに結び付けられない先が存在しており、これを容易には解決できないなど、我が国の金融機関のサイバーセキュリティの確保は、その対応において「できる先とできない先」に二分化している状況が明確となっていること。 3. 世界的な金融情勢について、G7 またはG20 各国の国際的な協調の下、金融分野におけるサイバーセキュリティの促進や協力していくことが国際的な要請・合意事項となるとともに、NYDFSやFRB等の諸外国当局においては、サイバーセキュリティに関する規制強化に向けた動きが顕著であること。 4. 一方、国内の金融機関を取巻く情勢において、サイバーセキュリティに関する脅威が近年に増して増大する中、特に 2018 年 1 月の仮想通貨取引所における多額の資金盗難事案等、サイバーセキュリティへの対応に何らかの不備が主たる要因と考えられ、かつ国民生活に直接的な被害を生じさせる事案が発生するなど、すでにリスクが顕在化していること。 以上を勘案し、金融機関におけるサイバーセキュリティの確保に関しては、本案に示される「考え方、進め方、プリンシプル」の提示や、従来から実施してきた「建設的な対話」のみでは十分な理解が得られない、または、改善が大きく期待できない金融機関が存在することを認識し、諸外国当局が実施する規制等と歩調を合わせる観点からも、 ・金融庁として金融機関が具備するべきサイバーセキュリティ対策の例示を含む規制（レギュレーション）の策定・提示 ・立ち入り検査を通じた直接的な改善指導の拡充 ・金融庁主導による業界団体へのサイバーセキュリティ取組み推進の働きかけ などの活動を視野に、主に中小金融機関に向けたサイバーセキュリティの底上げに関しては、本案に縛られない、金融	

	庁としてもう一歩踏み込んだ、これまでにない幅広かつ積極的、機動的、さらには一定の強制力を有する行政について実施を検討するべきものと考えます。	
169.	資金の受け手の事業内容を重視した資金供与等を拡大していくには、融資やファンド等における事業計画の審査の充実・高度化が重要な課題と考えられます。この点、情報や情報技術の適切な活用を含めて、監督が行われるべきと考えます。なお、ファンド等において経済的合理性に疑問のある事業計画による株式買取りや投資勧誘等が懸念されるところ、問題のある審査の監視・是正という観点も必要と思われます。	・御意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。
170.	従来のチェックリストに基づく検査においては、金融機関経営の健全性や顧客保護等の観点から大きな問題はなくても、議論や指摘対応に多くの負担があったことから、検査マニュアルの廃止に異論はない（検査マニュアルに基づく指摘事項への対応の要否は、金融機関において判断することで問題ないとの理解でよいか）。	・御指摘の点については、別紙1【４－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・検査指摘事項については、将来に向けた実効性ある改善策を議論し、その改善状況を継続的にフォローアップしていきます。 ・過去の検査における指摘事項に対する対応が固定化されることがないよう、金融機関からの相談には丁寧に対応していきます。
171.	プリンシプルベースに移行するとの点につき、平成 29 年３月に策定された「顧客本位の業務運営に関する原則」（フィデューシャリーデューティー）については、証券会社も殆どが採択しているものの、証券取引被害の現場においては、顧客に対して誠意の無い対応をする会社の態度は依然としてそのままなんら改まっていないというほかない。 したがって、当研究会は、プリンシプルベースのみに移行することには、反対であり、その規範性の明確化や、行政監督の実効性等について求めるものである。	・御指摘の点については、別紙1【6―a】に記載しておりますのでご覧ください。
172.	テーマ毎に検査・監督する際は、テーマ毎に部分最適とならないようバランスを踏まえて対応していただきたい。	・特定の分野に係る検査・監督を行うにあたっても、全体として実効性のあるものとなって

		いるかに留意していきます。
173.	金融機関に求められる規制への対応について、最低基準を上回る部分を各金融機関の創意工夫に委ねるとなれば、その負担は相当なものに及ぶと考えるがいかがか。この点、「考え方や進め方」として一定の方向性が示されるのか（あるいは、こうした点を業界の自主的な取組みに委ねることも想定しているのか）。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・金融機関の規模等にも配慮し、例えば当局が参考となる事例を示すといった方法も検討していきます。
174.	基本方針案には、「これまでに定着した金融機関の実務を否定するものではない」と記載されている。 この記載のとおり、各金融機関がこれまでに積み上げてきた態勢や運営実務等は最大限尊重されるべきものであることから、検査・監督の現場において、金融検査マニュアルの廃止を契機としてこれまでの実務を否定し、一律に何らかの変更が求められるといったことがないようご留意いただきたい。	・本文 33 頁に記載しているとおり、検査マニュアルの廃止は、これまでに定着してきた実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものです。
175.	民間との協働 規制当局が定めた規制等の枠組みに基づき、運用上の細則を定めるにあたっては、金融 市場の複雑性や実務慣行を考慮すべき面が多々あり、規制に関するガイドライン、Q&A、各権ひな形等の策定は可能な限り貴庁と業界団体等の対話を踏まえ、協働で策定することが有効であると思われます。同様に、検査・監督のあり方(とりわけ分野別の「考え方と進め方」の策定)についても、海外当局のみならずグローバルに活劍する業界団体等との意見交換を実施し、意見交換を通じて得られる、国内外におけるベストプラクティスについての知見を効果的かつ効率的な検査・監督の運用に活かしていただくようお願いします。	・御指摘の点については、別紙1【６－d】に記載しておりますのでご覧ください。
176.	監督指針も「行き過ぎたルールベースは見直し」とされていますが、他方海外当局との規制の同等性評価が監督指針も含めて実施されているケースもあり、今後の規制の同等性評価に支障がないように進めていただくようお願いします。	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。
177.	27 頁の「必ずしも考え方や進め方が確立しきっていない問題について対話の材料を提供していくため、分野別の「考え	・御指摘の点については、別紙1【６－d】に記

	方と進め方」を活用する」との記述の趣旨が不明であり、どのような意味か（考え方や進め方が確立していないにもかかわらず、考え方と進め方を整理して活用するということか。）	載しておりますのでご覧ください。
178.	実態把握にもとづくビジネス促進、健全性確保の工夫の促進という趣旨や、会計基準に係る国際的潮流を踏まえれば、別表のような外形的基準を廃止する方向性に賛同する。	・御意見ありがとうございました。
179.	債務者区分や実態認定、貸出条件緩和債権の定義・考え方等、すでに多くの金融機関に広く定着している実務を否定することなく、これを維持し、継続的に高度化していくことも非常に重要であり、特に償却・引当手法に関しては、比較可能性を確保する観点から、引き続き、一定程度の監督上の指針が明示されることが望ましい。 したがって、「資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進め、結果を分野別の「考え方と進め方」にとりまとめた上で、幅広い関係者との対話を更に行う」ことも極めて重要であり、銀行界としても検討に参画して参りたい。	・御指摘の点については、別紙1【６－d】【７－a】に記載しておりますのでご覧ください。
180.	検査マニュアルは自己査定実務（債務者区分判定、担保保証評価）に深く浸透しており、実務・業務システムとも検査マニュアルをベースに構築されている。検査マニュアル廃止後の考え方に関する一定の目線もしくはガイドラインの提示とともに、十二分な準備期間の設定が必要と考える。	・御指摘の点については、別紙1【７－a】に記載しておりますのでご覧ください。
181.	検査マニュアルと別冊まで廃止することになるので、償却引当の明解な基準がなくなるという理解でよいか。	・御指摘の点については、別紙1【７－a】に記載しておりますのでご覧ください。
182.	（1）意見 検査マニュアルの自己査定及び償却・引当に関する別表の廃止が明記されています。 別表が廃止された場合、償却・引当の基礎となる債務者区分、金融再生法に基づく開示債権や銀行法施行規則」に基づく開示債権(リスク管理債権)といった銀行業の財務諸表等の作成の基本となる考え方及び償去・引当実務の根拠が失われることになります。 本文書では今後の改善の道筋として、「・・・現状の実務を出発点に・・検討を進め」る、とされており、償却・引当実務の	・御指摘の点については、別紙1【７－a】に記載しておりますのでご覧ください。

	円滑な移行を担保するために今後検討される金融商品に関する会計基準の改訂及び関連する法令諸規則の改正の動向を見極めながら、廃止のタイミングを検討することが適当と考えます。 （2）根拠 本文書にもあるように「実務での誤解や戸惑い、混乱の生じないよう、準備期間を設ける」必要があり、そのためには関連する会計基準及び法令諸規則等との平仄を慎重に確保することが肝要であると考えます。	
183.	検査マニュアル別表の廃止が明記され、各金融機関の創意工夫を進めやすくするとあるが、別表が資産査定のよりどころになっているというのも現実である。検査マニュアルの廃止時期については、金融機関の対応状況によっては、平成 31 年 4 月 1 日に固執することなく、柔軟に対応をお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－a】に記載しておりますのでご覧ください。
184.	金融検査マニュアルについて、自己査定、償却及び引当の別表を含め廃止することが示されています。 金融機関が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、適切な償却・引当を実施し、その結果を財務諸表として公表することは、金融機関の財務内容等の透明性の確保のためにも重要であり、自己査定は、償却・引当の準備作業とされています。 銀行は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）においても、決算期において資産の査定を行い、資産査定等報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない（金融再生法第６条）とされており、金融再生法における「資産の査定」とは、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいい、同法律施行規則第４条第１項において、①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、③要管理債権、及び④正常債権の４区分とされています。 一方で、金融検査マニュアル自己査定（別表１）では、債権の査定に当たっては、原則として信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行うものとされており、①正常先、②要注意先、③破綻懸念先、④実質破綻先及び⑤破綻先の５区分とされています。なお、自己査定（別表１）（11）において、金融再生法における債権区分との関係が明示されていることから、実務上は、自己査定（別表１）に基づき5区分に分類したうえ	・御指摘の点については、別紙1【7－a】～【7－f】に記載しておりますのでご覧ください。 ・金融再生法や銀行法等に基づく開示債権は、いずれも法令上、開示義務が定められたものであるため、検査マニュアル別表の廃止にかかわらず、開示制度は存続することとなります。 ・もっとも、別表の廃止は、金融機関の現状の実務を否定するものではないため、金融機関において、現状の自己査定基準を用いて、償却・引当と開示債権の分類をともに行うことが否定されるものではありません。 ・なお、資産分類・償却・引当等のあり方については有識者、金融機関、監査法人等との

	で、償却及び引当を実施するとともに、金融再生法に基づく資産査定を公表しています。 金融検査マニュアルの自己査定（別表１）が廃止された場合、償却及び引当の基礎となる債務者区分、金融再生法における資産査定や銀行法施行規則に基づく開示債権（リスク管理債権）といった銀行業の財務諸表等の作成の基本となる考え方が失われることになると考えます。 したがって、現在、企業会計基準委員会において、金融商品に関する会計基準の改訂に向けて検討を開始することを予定していることから、現行会計基準の改訂及び関連する法令諸規則の改正が行われるまでは、別表に記載されている資産査定の基本的な考え方は明文として残すべきと考えます。	議論を通じて検討を進めていきます。
185.	分類区分においては、検査マニュアル上の記載（担保・保証区分の考え方、処分可能見込額の算出等）にもとづく計算ロジックがシステム実装されており、効率的かつ正確な集計が実現可能となっている。検査マニュアル廃止後、どのような考え方にもとづく自己査定が求められるかを問わず、改修には相応の対応期間が必要になる。各社実務に混乱が生じないよう、十二分なご配慮をいただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－a】に記載しておりますのでご覧ください。
186.	債務者区分、分類区分、予想損失額見積期間、予想損失率、DCF 法の対象範囲等については、すでに実務が深く金融機関に浸透しており、検査マニュアルの廃止により実務に混乱が生じないよう、十分な手当および準備期間を望む（準備が十分でないのに、検査マニュアルが廃止されるようなことがないように留意いただきたい）。	・御指摘の点については、別紙1【7－a】【7－d】に記載しておりますのでご覧ください。
187.	銀行法および金融再生法にもとづく開示債権は、検査マニュアル上の債務者区分に則って区分している。検査マニュアル廃止後、自己査定結果と開示債権との整合性がどのようなかたちで求められるか、明確な方針を提示いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－f】に記載しておりますのでご覧ください。
188.	「金融再生法に基づく開示債権」のみで役割は果たせると考えるため、「金融再生法に基づく開示債権」と「リスク管理債権」を統合していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－g】に記載しておりますのでご覧ください。
189.	（1）意見 「貸倒実績率等の算定期間に関しては、検査マニュアル(別表２)において妥当なものと認められていることを根拠として、正常先債権及びその他要注意先債権については今後１年間の予想損失額、要注意先債権のうち要管理先債権に	・御指摘の点については、別紙1【7－d】に記載しておりますのでご覧ください。

	ついては今後3年間の予想損失額を見込む1～3年基準が実務では多く用いられています。検査マニュアルが廃止された場合には、1～3年基準の採用可否について実務上の混乱が生じる可能性があります。本文書にあるように、フォワードルッキングな償却・引当などの国際的な考え方の進展度合いや適用開始時期等を参照しながら、1～3年基準の許容可能性及び移行期間等を含む対応を検討することが適当と考えます。 （2）根拠 検査マニュアル(別表2)では、債権の平均残存期間を基本としながらも1～3年基準を許容するものとしているところ、実務では後者が多数派となっています。新しい償却・引当実務への移行に際して、一定の激変緩和措置を準備しておくことは実務上の混乱回避のために重要と考えます。	
190.	貸倒引当金の算定期間について 貸倒引当金の算定における貸倒実績率等の算定期間に関しては、正常先債権及びその他要注意先債権については今後1年間の予想損失額を、要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込む、いわゆる1－3年基準が現行実務では多く用いられています。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、一般には、債権の平均残存期間が妥当とされておりますが、この1－3年基準の取扱いについては銀行業の財務諸表等に及ぼす影響が極めて大きいと考えられることから、関係者と協議したうえで、現行の会計基準の改訂及び関連する法令諸規則の整備が行われるまでは継続適用を許容すべきと考えます。	・御指摘の点については、別紙1【7－d】に記載しておりますのでご覧ください。
191.	予想損失額見積期間(いわゆる1－3年基準)については、当該目線が実務から失われた場合に、銀行に大きな財務上の影響を与える可能性があることから、しっかりとした議論が必要と認識しており、分野別の「考え方と進め方」において一定の目線を示す等、適切な手当を用意する必要があるものと考える。	・御指摘の点については、別紙1【7－d】に記載しておりますのでご覧ください。
192.	金融検査マニュアルの記載が実務として定着した会計上の取扱いについて 支払承諾見返に係る貸倒引当金の計上、破綻懸念先以下債権の未収利息を原則資産不計上とする取扱い、部分直接償却の取扱い、DCF 法を適用する大口債務者に係る債務額の基準(100 億円)、破綻懸念先債権の引当方法のうちⅢ分類額から合理的に見積もられたキャッシュ・フローによる回収可能な部分を除いた残額を引き当てる方法(DCF 法と	・御指摘の点については、別紙1【7－d】に記載しておりますのでご覧ください。

	は異なる方法）については、金融検査マニュアルの記載が銀行業の財務諸表等の作成における実務として定着していることから、金融検査マニュアル廃止後の取扱いについて、何らかの考え方を示すことが必要と考えます。	
193.	DCF 法の対象範囲についても、現在は検査マニュアルが実務上の唯一の拠り所となっていることから、検査マニュアル廃止時においても、実務の混乱とならないように、分野別の「考え方と進め方」等において一定の目線を示す必要があるものと考える。	・御指摘の点については、別紙1【7－d】に記載しておりますのでご覧ください。
194.	検査マニュアルの廃止と監督指針の見直しに加え、金融機関における創意工夫を妨げる一因となっている貸出条件緩和債権関連Ｑ＆Ａについても、詳細なルールを廃止し、プリンシプルや考え方を示すものへの改定を検討いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－e】に記載しておりますのでご覧ください。
195.	検査マニュアル廃止に伴い、監督指針の修正等による対応の例として注 1 でリスク管理債権の開示や金融再生法に基づく要管理債権等の開示について示されているが、「監督指針」の考え方に対する「貸出条件緩和債権関係Ｑ＆Ａ」は、今後どのような位置づけとなるのか。また、それに伴い「貸出条件緩和債権関係Ｑ＆Ａ」で、金融検査マニュアル別冊「中小企業編」の取扱いを参照することとなっている部分については、今後の修正等の見通しはどうなるのか。	・御指摘の点については、別紙1【7－e】に記載しておりますのでご覧ください。
196.	政策的な検討を踏まえて定められた資産査定及び開示債権に関する取扱いについて 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則及び当局の監督指針のほか、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]等で留意事項が定められており、政策的な検討を踏まえて定められた取扱いも含まれているものと理解しています。 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、金融検査マニュアル等に基づき、貸出条件緩和債権を含む要管理先債権とその他要注意先債権に分けて引当計上する実務がありますが、実態に基づいて貸倒引当金を計上する観点から政策的な検討を踏まえて定められた取扱いを廃止することに異論はありません。 しかし、法令に準拠した開示を行う観点からは、金融検査マニュアル及びその関連文書が廃止された場合には、銀行法施行規則及び金融再生法施行規則に定める貸出条件緩和債権に該当するかどうかについての統一的な判断基準が無くなるため、実務上の取扱いに幅が出ることも予想されます。したがって、貸出条件緩和債権に関する取扱いについ	・御指摘の点については、別紙1【7－e】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、資産分類・償却・引当等のあり方については、有識者、金融機関、監査法人等との議論を通じて検討を進めていきます。

	ては関係者との協議に基づき基本的な考え方を明確に示すことが必要と考えます。 なお、貸出条件緩和債権を含むリスク管理債権については、監査対象となる財務諸表等の注記事項であることに鑑みれば、新たに会計基準により定めることが考えられます。	
197.	財務諸表計数に影響を及ぼす項目ついては、プリンシプルや考え方しか示されないことで、比較可能性が担保されないことを避けることが必要であり、定義・算出方法などガイダンスの充実を検討いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－b】に記載しておりますのでご覧ください。
198.	創意工夫と財務諸表上の開示について 基本的な考え方を示した上で、各行の創意工夫を認める場合には、その情報の利用者に対する比較可能性を担保するため、貸倒引当金の計上基準に係る注記等、財務諸表上の開示を充実させることが重要と考えます。	・御指摘の点については、別紙1【7－b】に記載しておりますのでご覧ください。
199.	金融機関間で債務者区分の判断目線が相違すると、投資家判断に影響を与えることも考えられるため、慎重に議論いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－b】に記載しておりますのでご覧ください。
200.	（1）意見 検査マニュアルの廃止によって、自己査定や償去・引当に個別金融機関の創意工夫が反映された結果、現状との比較において(ポジティブな場合も含めて)客観性や透明性が低下し、景気後退期において、資産健全性についてのマーケットに対する説明力が低下することも、リスクシナリオの一つとして想定すべきと理解されます。 従って、(本件において制度設計の議論は対象外であるが)例えば当局設定の共通シナリオに基づくストレステスト(資産査定結果の公表など)を可能とする仕組みも、今後検討の余地があるのではないかと考えます。 （2）根拠 「検査マニュアルの弊害については記載の通りであるが、客観的で透明性の高い自己査定と償却・引当制度に貢献してきたことも事実であり、景気後退期においても、一般的な邦銀の資産評価及びその結果としての金融システムの健全性についてマーケットから不信感をもたれるようなリスクは限定的であったと理解しています。	・御指摘の点は今後の参考にさせていただきます。

201.	(1)意見 「検査マニュアルの廃止は、別表の廃止も含め、これまでに定着した金融機関の実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのもの」であることを、金融機関と十分に共有しながら進めるべきであり、「考え方と進め方」に示されているようなディスカッション・ペーパーの活用や「事例」の公表を効果的に行って頂けないでしょうか。「例えば、検査マニュアルの弊害の一つとして「検査マニュアル対応を念頭に策定された金融機関の詳細な内部規定が固定化し、行内において自己変革を避ける口実として用いられたり、創意工夫の障害となったりする。」という点が紹介されていますが、金融機関が現状の規定体系及びそれに基づく運用の中で、維持すべきものと見直すべきものを見極める際の有益な材料となるように、こうしたものの具体的な「事例」を適切に公表すべきであると考えます。 (2)根拠 多くの金融機関のリスク管理関連規程は、検査マニュアルを念頭に策定されていますが、検査マニュアルの廃止はそのまま内部規定及び運用の見直しに直結するものではなく、見直すべき部分を適切に見極める機会を与えるものであること、またそうした見極めは実務的には容易ではないと考えられるからです。	・御指摘の点については、別紙1【6－d】に記載しておりますのでご覧ください。 ・分野別の「考え方と進め方」等の策定にあたっては、幅広い関係者との意見交換・対話をするとともに、「考え方と進め方」等を通じて、当局からの参考事例の共有も進めていきます。 ・御指摘の点は今後の参考にさせていただきます。
202.	償却・引当の態勢について「当局として着目すべきなのは」、「当該金融機関の業務や顧客の特性に基づいたものであって」とあるが、これは、例えば各金融機関が、予想損失率の算定方法等の見直しをするにあたり、現状を分析し、見直しに着手する等、あるべき姿に向けて適切に進んでいるのかに着目するという理解でよいか。	・資産分類や償却・引当に関する金融機関の創意工夫をより進めやすくしていくため、今後、金融機関の規模・特性に応じた対応のあり方も含め、現状の実務を出発点とした今後の改善の道筋としてどのようなものが考えられるか、議論のための材料であることを明示した文書(分野別の「考え方と進め方」)等を用いて関係者と検討を進めていきます。
203.	償却・引当は監査法人の監査のもとに実施しているが、貸倒実績ベースの引当率により引当金を算定しているため、個社の引当増加を柔軟に対応しにくい状況にある。検査マニュアル廃止後は、柔軟な対応を可能にしていただきたい。	・御意見ありがとうございました。 ・検査マニュアルの別表の廃止は、金融機関

		が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものです。今後、資産分類・償却・引当等のあり方については金融機関、監査法人、有識者等との議論を通じて検討を進めていきます。
204.	統一的な最低基準等がない場合、運用ルールの制定（妥当性の検証も含め）など実務に多大な影響が生じることに加え、自己査定基準等が金融機関毎に異なることで、わが国金融機関の財務諸表の透明性・一貫性を歪め、信頼性を低下させる可能性がある。別表１、２は金融機関において自己査定、償却・引当等に係る統一的な基準・根拠としての役割を果たしているため、現行の実務を踏まえ、今後示される「考え方と進め方」においては、金融機関の会計監査に与える影響等について、金融機関や監査法人、日本公認会計士協会等とのすり合わせを十分行い、情報等を適時開示していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、資産分類・償却・引当等のあり方については有識者、金融機関、監査法人等との議論を通じて検討を進めていきます。
205.	金融検査に関する基本指針との関係について 本文書の P.24 において金融機関の当局対応部署だけでなく、経営上の優先課題を重点にガバナンスや企業文化のあり方等にも遡って議論できるよう、社外取締役、監査役、経営トップ、顧客等、金融機関内外の様々なレベルの者との対話を行っていくこととされています。今後、「金融検査に関する基本指針」Ⅱ３－２（３）における会計監査人との意見交換はどのように行われるのかを明確にされることを要望します。 金融モニタリングにおいて個別債務者に係る自己査定の検証をしなくなったため、自己査定に関しての会計監査人と金融検査官の意見交換はほぼ行われなくなっていると考えます。今後、金融検査マニュアルが廃止されることに伴い幅広く対話が行われる際に、会計監査人との意見交換は行われるのか、また、行われる場合の意見交換の目的、方法や対象とする範囲等を示していただきたいと考えます。	・御指摘の点については、別紙1【7－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・資産分類・償却・引当等のあり方については有識者、金融機関、監査法人等との議論を通じて検討を進めていく予定ですが、そこでの議論等を踏まえて策定される「考え方と進め方」等をもとに、金融庁は会計監査人とも対話していくことになります。
206.	企業会計基準委員会との連携について 現在、企業会計基準委員会において、金融商品に関する会計基準の改訂に向けて検討を開始することを予定している	・御指摘の点については、別紙1【7－c】に記載しておりますのでご覧ください。

	ことから、平仄を合わせるために相互に連携しながら検討を進めていただくことが望ましいと考えます。	
207.	外部監査においては、監査法人の中には、平成 29 年 7 月の監査事務所検査結果事例集の「会計上の見積りの監査」でも掲載されていましたように、貸出金の自己査定（債務者区分の適切性）や貸倒実績率の正確性など基本的な項目で指摘されていました。このようなことでは、小口の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、引き続き、その判断を原則として尊重するにしても、それは金融庁や財務局が当該金融機関に実際に立入検査をしないと判断できないのではないですか。できない場合には、監査法人による会計監査を信用するほかはないのでしょうか。上記のとおり、監査事務所検査で貸出金の自己査定（債務者区分の適切性）や貸倒実績率の正確性など会計上の見積りの監査において指摘された監査法人が会計監査を行った金融機関について、放置したままではその金融機関の情報開示は信用できなくなりますが、どのように対処しているのですか。	・御指摘の点については、別紙1【7－b】に記載しておりますのでご覧ください。 ・当局としては、金融機関の自己査定・償却・引当の態勢が、会計基準に沿った適切な償却・引当が実現できるよう全体として適切に機能しているか否か、償却・引当の水準が全体として適切か否かについて着目し、平成 25 及び 26 事務年度金融モニタリング基本方針にあるとおり、個別・資産査定の検証において、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外については、一定の態勢整備がなされていれば、原則として金融機関の判断を尊重します。
208.	P30 において資産分類・償却・引当については今後金融機関や有識者等との検討・対話を進めていくとあるが、金融検査マニュアルの廃止に伴い、引当基準が今後、金融機関に求められる償却・引当の適切性が海外の基準の準用や将来の経済環境の変化を見越した水準などによりこれまで以上の水準を求めることのないよう、過去の実務や我が国の会計基準との整合性を踏まえて慎重に議論していただきたい。	・全体の引当の水準の十分性や、金融機関の償却引当の考えられる工夫等に着目して、現状の実務を出発点とした今後の改善の道筋としてどのようなものが考えられるか、有識者、金融機関、監査法人等との議論を通じて検討を進めていきます。
209.	小規模な金融機関への配慮について 金融検査マニュアルの廃止に当たっては、小規模な金融機関への配慮として、自己査定、償却・引当等についての基本的な考え方を示すような配慮が考えられます。	・資産分類や償却・引当に関する金融機関の創意工夫をより進めやすくしていくため、今後、金融機関の規模・特性に応じた対応のあり方も含め、現状の実務を出発点とした今後

		の改善の道筋としてどのようなものが考えられるか、議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）等を用いて関係者と検討を進めていきます。
210.	地方の信用金庫本部で長年資産査定管理部門に携わった者としてお願いしたいことは、金融検査マニュアル廃止と簡単に言われるが、地方で自己査定(別表1)や償却・引当(別表2)を理解するのに血のにじむ思いで必死勉強し金融検査の時もプレヒアリング時にはたった一人で対応し、挙句の果てには東海財務局OBの役員に同席していた時間が無駄であったと言われた者として、言わせていただきたい。 金融検査マニュアルの資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストに掲載されている「別表における留意事項」、「自己査定(別表1)」および「償却・引当(別表2)」は最低限残していただきたい。 また、自己査定を行っていると必ず貸出条件緩和債権の判定要否は必要となりますが、貸出条件緩和債権は金融検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕及び総合的な監督指針のリスク管理債権の開示など理解しないといけないことから、金融検査マニュアル廃止云々よりも総合的な監督指針も整理願いたい。総合的な監督指針も主要行向け、中小・地域金融機関向けなどがありますが、共通する項目もあり、金融検査マニュアルと統合するとかなりスマートになるのではないでしょうか。例えば、金融検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕、貸出条件緩和債権Q＆A、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び様式・参考資料編を合わせると1千ページは下らない大部となりますが、これらは長年、金融庁だけでなく各財務局や被検査金融機関の蓄積したいわば財産又は至宝でもあり、別途参考資料として残していただき、当局だけでなく金融機関や一般国民からもいつでも参照できるようにしていただくことも検討していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7－a】に記載しておりますのでご覧ください。
211.	私は信用金庫本部で平成 13 年1月から平成 21 年4月末迄を資産査定室、監査部資産査定グループ及び資産管理部資産査定グループで 8 年4か月に亘り、自己査定および償却・引当そして税務申告を行う資産査定管理部門で過ごしてきました。その間、4回の金融庁検査(財務局)と 2 回の日銀考査を直接金融証券検査官や考査員と対峙してきました。小規模な金融機関であったことから、資産査定管理部門は最低でも2名いないといけませんが、実質私一人だけでした。ご承知のとおり、平成十年代は金融検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕、金融商品会計	・御指摘の点については、別紙1【7－a】に記載しておりますのでご覧ください。

	をはじめとする時価会計導入、貸出条件緩和債権導入、部分直接償却、バルクセールなどあらゆる困難を乗り越えた激動の時期でした。よって、私は決死の覚悟でやり遂げ、平成20事務年度金融検査評定において資産査定部門でA評価をいただきました。今でも、あの時の苦しさと達成した喜びは忘れられません。 今回、検査マニュアルの別表も廃止するということですが、金融機関の自己査定および償却・引当はこの別表に基づいて、骨格が出来上がっており、定着しています。検査マニュアル導入前には、立入検査直後に融資先のもとへ決算書を慌てて徴求するという始末でした。 ３．検査・監督に関する方針の示し方（１）検査マニュアルについて、８年余り自己査定および償却・引当を担当したからこそ、概ねよく理解できます。 金融庁に対して、お願いしたいことは、長年担当してきた者にとって、簡単に別表を廃止するというふうな表現は使ってもらいたくない。別表を別の形でも残していただきたい。今後、検討されるのであれば、過去の実務経験者もその会合に加えていただきたい。別表に記載されている「自己査定基準の適切性の検証」、「自己査定結果の正確性の検証」、「償却・引当基準の適切性の検証」及び「償却・引当結果の正確性の検証」は、資産査定管理に携わった者の矜持として胸に刻んでいます。 併せて、金融検査マニュアルや金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕についても、金融機関向けガイダンス(手引き)として残していただくことにより、経営者が仮に横着をしようと考えても、それらを根拠に示すことでブレーキを掛けることができます。また、当局や会計監査人と議論を交わすときにもそれらに基づいて、共通言語として使用することもできます。 その辺りは、金融機関の実務担当者からの声も十分聞いていただき、尊重していただくようご配慮願います。	
212.	私は、信用金庫の資産査定管理部門で平成 13 年1月から平成 21 年4月末まで自己査定および償却・引当に加えて、別表 11 に係る税務申告に至る業務を担っていました。その間、金融庁（財務局）検査を4回受け、中にはプレヒアリングを６人の金融証券検査官の前で実質一人で受けたこともありました。信金のような小規模で協同組織金融機関となりますと、私などは金融検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕、貸出条件緩和債権Ｑ＆Ａ、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、会計基準（日本公認会計士協会実務指針も含む）、法人税に関する知識や金融業務に関連する全ての知識を自ら必死で習得し、資産査定実務に取組みました。加えて、金融検査評定制度もあり、	・御指摘の点については、別紙1【７－a】に記載しておりますのでご覧ください。

	同僚であっても資産査定業務においては厳しく当たりましたので内なる敵も多くあったと思います。そして、親族が長い間理事長を務めていたこともあり、現理事長も就任する 10 年も前から理事長経験者の相談役から半ば公然と指名されていました。役員もトップに気に入れられた者しか就任できず、特に自己査定および償却・引当などは検査官と激しく向き合う損な役回りですので、担当する役員はいませんでした。従って、私が正確かつ適切な自己査定および償却・引当を行うために債務者企業の実態把握をしっかり行うよう指導しても、資産査定管理部門は直接には収益を生まないこともあり、営業店長から役員への讒言で私からの説明を聞きもせず、役員から叱責を受けたことがあります。その中で、私は平成 21 年 1 月の金融検査で資産査定管理態勢において「A評価}をいただいたのは私の長い間の労苦が報われたとの思いがありました。しかしながら、信金からの評価はそれほどでもありませんでした。本方針案の（1）検査マニュアルについて記載されている27から30ページについてのことは全くその通りであります。しかしながら、ルールとプリンシプルのバランス重視と言われますが、それはメガバンクや一部有力地銀に当てはまることで、信用金庫はしめとする地域金融機関には時期尚早ではないかと感じます。 私自身は、自己査定および償却・引当に係る資産査定管理は、ガバナンス（内部統制）の縮図だと確信しています。そのことは、よくご存じなのは金融庁や財務局の金融証券検査官ではないですか。各金融機関における自己査定および償却・引当に係る資産査定管理業務はようやく定着してきました。金融機関の中には、金融検査マニュアル廃止で資産査定管理業務を疎かするようなところも出てくるかもしれません。私や私と同様の自己査定および償却・引当を担った金融機関行職員は、当時の経験が徒労に終わったと感じている者が少なからずいるはずです。このような重大事については、私自身も本方針案を検討する会議で意見を述べさせていただきたいと思うぐらいです。自己査定および償却・引当は、自金融機関の健全性を維持・向上させるための金融機関職員が最も身に付けなければいけない基本知識であると確信しています。この間のノウハウを無駄にしないよう慎重に検討していただきたい。	
213.	検査・監督の優先順位の機動的な見直しにより、報告義務も従来以上のスピードで変化していくことが予想される。金融機関側に過度な負担が発生することないよう、報告義務の内容・頻度・提出方法、その後の必要な金融庁内情報共有については、近年の情報技術の進展も踏まえ、金融庁内で適切なインフラ・体制整備が行われることを希望する。 また、こうした対話にあたっては、特定領域における高度な専門知識に加え、大局的・経営的視点も必要と考えられ、両面からの対話が可能な人材を育成・確保いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【９－a】【９－b】に記載しておりますのでご覧ください。

214.	各地域金融機関が置かれている状況は、各地域の経済状況等により区々であるため、貴庁が金融機関毎に専担者を置くことで、より理解・把握することが可能になると思われる。金融機関も自行をよく知っている専担者がいることで、対話しやすい環境が整備されていくと思われる。したがって、検査官の担当期間の長期化や同じような環境にある金融機関を複数担当するなど、検査官の体制を柔軟に工夫していただきたい。例えば、メガバンク等と同様、地銀においても貴庁の専担者を設置することや、エリア毎の実情に熟知した「地銀チーム」、「地銀スペシャリスト」を養成すること等も考えられる。	・御意見ありがとうございました。 ・御指摘の点については、別紙1【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。
215.	探求型対話を実施するにあたっては、本方針案に記載のとおり、特定の領域では高度な専門知識が必要と考えられる。 また、本方針案の実現に向けては、単に専門的であるだけでなく、特定の領域であっても大局的な視点や経営的な視点を踏まえて対話できる必要があることから、こうした人材を育成・確保いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。
216.	形式基準がなくなり、裁量部分が増加することで、検査官毎にバラつきのある検査・監督とならないよう、貴庁において、今回の見直しの考え方を検査官等に理解・浸透させるとともに、金融機関の実態を踏まえて対話のできる専門人材を育成していただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。
217.	Diversity of business models in asset management - We also applaud JFSA's philosophy of "no one size fits all" and customising the supervisory approach to the individual firm. It is important to recognise that the asset management business model is fundamentally different than that of other financial institutions such as commercial banks, investment banks and insurance companies. Asset managers act on behalf of clients and receive stable fee-based income stream. They do not invest with their own balance sheets by engaging in principal trades with clients, nor do they guarantee investor principal or provide liquidity for funds. Even amongst asset managers there are many different business models. Some firms manage product and distribute directly to retail; others use an intermediated model; still others focus on managing for institutions; and there is the developing trend of using technological platforms or robo-advisors to offer investment products and advice. There are index, traditional active, and alternatives specialists; and many combinations. Hence we	・御指摘の点については、別紙1【２－a】【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・検査・監督を改善していくにあたっては、幅広い関係者の御意見をよく聞いていきます。

	agree with the JFSA's proposal of developing specialised sector-specific and firm-specific knowledge amongst the supervisory staff so that they are able to focus their attention on the most relevant risks. To the extent that the JFSA draw upon industry expertise to help with the evolution of the supervisory approach, It is imperative that a diverse slate of private sector members are assembled. This will ensure FSA receives the benefit of different opinions to form a balanced view.	
218.	人材育成 金融機関の検査・監督に求められる専門性は高まっているため、官民間の人材交流の活発化等も含めて、当局における専門人材の育成に注力していただくよう要望します。複雑なデリバティブ規制等に関しては、ローテーションの長期化や外部人材の活用により体系的な知見を有する人材の確保が求められます。中途採用職員の待遇や期間に柔軟性を持たせることにより、急速に変化する金融市場に遅れないよう、国際的な知識、外交交渉力を持った人材の育成、確保を図っていただくようお願いします。	・御指摘の点については、別紙1【9ーa】に記載しておりますのでご覧ください。 ・高度かつ多様な課題に対応していくためには、金融庁が組織として高い専門性を持ち続ける必要があると考えています。そのため、人事ローテーションの長期化を含めた中長期的な視点に立った専門人材の計画的な育成や、最先端の知見を取り入れるための外部の優れた専門人材の積極的な登用等を行っていきます。
219.	Drawing expertise from the industry – As the proposal is a major shift from the current supervisory approach, it will take some time to retrain staff so that they are equipped with the knowledge to assess what are sustainable business models. We therefore propose that the FSA continues its practice of consulting industry groups and trade associations on a regular basis on the changing business environment and practices. In particular FSA may want to set up working groups with members drawn from the private sector to work on individual regulatory themes. （略）is fully committed to supporting the JFSA by sharing our expertise.	・御指摘の点については、別紙1【9ーa】に記載しておりますのでご覧ください。 ・検査・監督を改善していくにあたっては、幅広い関係者の御意見もよく聞いていきます。
220.	金融行政と金融機関の目的の方向は同じであり、目的が同じであれば、ノウハウを共有することが望ましいため、可能であれば、貴庁職員の研修に金融機関の職員も参加できるようにするなど、貴庁と金融機関の人材交流を活発化する	・御指摘の点については、別紙1【9ーa】に記載しておりますのでご覧ください。

	ことを検討していただきたい。	・金融行政に求められる専門性や知見を向上させるため、研修の内容や実施方法を見直していきます。その中で、金融庁と金融機関の人材交流の機会を増やすことが出来るよう、柔軟かつ不断に検討を行っていきます。
221.	海外当局から職員を日本に派遣・常駐してもらってはどうか。下記のような目的に資するのではないか。 - 海外における制度調査の窓口 - 外国銀行在日拠点に対するモニタリング - 我が国金融機関の海外展開	・御指摘の点については、別紙1【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。 ・ご意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。
222.	ステークホルダーから適時に率直かつ不安なく意見・提言・批判が出され、問題の是正・継続的な改善を可能とする仕組みを金融庁の外部に独立した形で構築すべきではないか。	・御指摘の点については、別紙1【8—a】に記載しておりますのでご覧ください。
223.	昨今の社会・経済における環境変化のスピードは著しく、経営判断も難しくなってきており、それと同時に、経営の選択肢も増えてきている。このような環境下では、方針にも記載があるとおり、金融庁の職員のスキルアップに加えて、金融行政が正しい方向に進むよう外部の意見も取り入れて運営することがますます重要になると考えている。 ただし、外部の意見も偏った意見だけを取り上げてしまえば、公平・公正な判断が阻害される懸念がある。外部の意見に加えて金融機関の現場の実情にも広く目を向けていただくなど適切な運営をお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【8—a】【９－a】に記載しておりますのでご覧ください。
224.	「働き方改革」が求められるなか、既存業務の見直しが課題となっているため、「優先度の低い情報の報告義務」の見直しを進めていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【９－b】【９－d】に記載しておりますのでご覧ください。

225.	基本方針案では、優先度の低い情報の報告義務の見直し等について言及されている。この点、例えば、金融円滑化法の適用期限終了後にも求められている任意報告の廃止など、かつての政策目的に基づいて要請されてきた報告事項のうち、既に報告不要と判断されるものについては抜本的に廃止いただくなどの対応をご検討いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【９－d】に記載しておりますのでご覧ください。
226.	基本方針案では、金融機関等からの情報収集に関して、金融当局内において重複徴求が生じないような情報共有のあり方を実現するとしている。こうした点については、金融当局および日本銀行の間においても配慮いただくなど、金融機関にとってできる限り効率的で事務負担が少なくなるようにご検討いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【９－d】【１１－a】に記載しておりますのでご覧ください。
227.	P.34「優先度の低い情報の報告義務については見直しを進める」について、 昨今、ご当局は金融機関の負担軽減のため、報告・届出の見直し要望を毎年募集していただき、検討・対応いただいている。本項目の記載も報告義務のみでなく、届出義務に関しても現在の実態を踏まえ見直しを検討いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【９－b】【９－d】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、報告制度のみならず届出制度の見直しについても検討していきます。
228.	優先度の低い情報の報告義務の見直しですが、報告徴収命令の対象に関する見直しを想定しているでしょうか、あるいは、銀行法・保険業法などに基づく不祥事件届出制度や金融商品取引法に基づく事故等届出制度の見直しを想定しているでしょうか。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】【９－d】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、報告制度のみならず届出制度の見直しについても検討していきます。
229.	効率的かつ納得性のある検査・監督を実現するためにはICTの利活用が必須であるため、タイトルを「ICTの徹底的な活用」等に変更し、ICTの利活用に関する内容を充実させるとともに、セキュリティ面についても盛り込むべきではないか。	・御意見ありがとうございました。 ・御指摘の点については、別紙1【９－b】に記載しておりますのでご覧ください。
230.	Data Centric Technology Approach	・御意見ありがとうございました。

	To realize JFSA's objectives, （略） sees a real opportunity to apply a data-driven technology strategy. A 'connected' supervisor, with access to the firm's data residing in the firm's own compliance reporting tools, is a first step. We propose to go one step further with the establishment of a continuous flow of data from the regulated entities to the regulator in a form set out by the regulator. Pillar 1: Enforcement - Real-Time monitoring of Data and Alerts This would enable the regulator to monitor the incoming data in real-time and apply models based on the minimum standards to this data. This real-time data-stream would then feed into the dashboard view on which the supervisor can, at any point in time, review the company's status. Furthermore, an alerts system could be added on top of this, which would analyse the continuous flow of data through predefined models, alerting the regulator when a breach is about to happen or has happened. When such an alert happens, the supervisor would be able to proactively contact the firm and work together to contain the damage, as well as understanding the root cause. This would enable the regulator to take a preventative and proactive action, instead of writing fines when incidents have happened or spend too much time working on past incidents with a low probability of occurring again in the future. The regulated entities posing the highest risk could be flagged and followed-up on a more regular basis. - Visual Analytics The visualization of the data on the dashboard view is of extreme importance, as it enables the regulators to look at certain data from different viewpoints. It brings the possibility to take a more pragmatic and holistic approach, as the data can be set against different reference points and contextualized. When suggesting the application of visual analytics to the data, we intend to go beyond 'simple' charts and dashboards and including the critical steps of exploration, analysis, and collaboration. Visual analytics enable the thoughts of the user to go in any direction while leveraging the visual perceptual system to guide the user down the most useful paths. They are a	・御指摘の点については、別紙1【９－b】に記載しておりますのでご覧ください。

	means to accelerate the process of understanding and analysing the data. <u>Pillar 2: Dynamic Supervision</u> - Predictive Analytics Those companies complying with the minimum standards could be analysed at a different level. With the predictive analytics and the continuous feeding of external information into the system, relevant predictions about sustainability of the business model and profitability can be made. These predictions on probability could serve as the foundation for further analysis. This is especially relevant to the second pillar in which the JFSA is looking to take a more future-aware stance. For those companies whose predictions aren't positive even though they currently comply with the minimum standards, additional monitoring could be set up, or the regulator could take proactive action, as it is in the best interests of the company to be prepared for potential future challenges. <u>Pillar 3: Disclosure & Engagement</u> - Alerts system replacing the sandbox For the third pillar, in which disclosure and engagement are central, this data-centric approach would be very beneficial and highly innovative. A new and global trend amongst regulators is the use of sandboxes in different guises. While this is an absolute positive trend,（略）sees an opportunity to go beyond these and to shorten the time to market of new and innovative products and services still further. Given the pace of the change that is happening and the high need to adapt to this in the most secure and protective way, time to market is a key factor. The alert system monitors the data fed into the system by the regulated entities on a real-time basis. Imagine a new product or service which complies with the minimal standards being brought to market. Instead of running it for a long time in a 'greenhouse' sandbox as it usually is, it can be run effectively with its data being fed into the regulator's system. The real-time data-feed ensures the regulator is able to take action when an orange light appears.	

	Benefits & Challenges - Re-allocation of Resources Instead of allocating resources to the simple enforcement of minimum standards, this way of working would enable the supervisor to allocate resources to holistic analysis and collaboration with the regulated entities. - Holistic Analysis The use of technology by the supervisor as described above is aligned with JFSA's objectives to transform its approach to focus on the overall effectiveness of a regulated entity on a firm-wide basis instead of individual incidents, taking into account future events instead of looking solely at the past, and to go beyond compliance with minimum standards by creating best practices. This datacentric approach enables the regulator to continuously monitor the regulated entities on a (near) real-time basis and have access to all of its data in order to perform analysis to understand its overall stability. The use of technology to monitor but also to contextualize certain (near) incidents or events enables the authorities to allocate their resources where they are most needed in order to successfully realize this approach: away from the checklists and ad hoc samples to the deep analysis of firm-wide performance and toward proactive remediation and engagement with its regulated entities, based on the information fed into and reviewed by the system. - Challenges Although there are still challenges to overcome, uncertainties to be clarified, and profound analysis to be made, （略） believes in the high value and potential this exercise could bring to the JFSA with a spill over to the regulated firms and ultimately to the Japanese economy and society.	
231.	前払式支払手段発行者及び資金移動業者の検査・監督について、「金融庁と財務局が一体となった運営体制の整備」（P33）により、現在の体制にどのような変更等があるのでしょうか	・御指摘の点については、別紙1【９－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、主に財務局の担当している業者に対

		する検査・監督につきましても、本基本方針に沿った形で進めていきます。
232.	金融庁からの委任業務として財務局が行う検査・監督についても、今基本方針に沿った行政になるように、財務局への徹底をはかるようにお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【9－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、主に財務局の担当している業者に対する検査・監督につきましても、本基本方針に沿った形で進めていきます。
233.	金融庁から委任を受けた財務局から、検査・監督を受ける貸金業者に対する検査・監督について、現行からの変更点を教えていただきたい。 【理由】金融庁としての金融検査・監督全体の基本的な考え方と進め方については認識できるものの、財務局から検査を受ける貸金業者の検査・監督がどのように変わるのかを認識しておきたいため。	・御指摘の点については、別紙1【9－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・なお、主に財務局の担当している業者に対する検査・監督につきましても、本基本方針に沿った形で進めていきます。
234.	検査・監督のあり方を見直し、オン・オフ一体のモニタリングを実施するとの考え方が示され、数年に一度、定期的に検査を行うのではなく、対話を重視したモニタリングへ移行されている。「金融検査・監督の考え方と進め方」はこうした考え方の延長にあると認識しているものの、財務局が実施するトップヒアリングや決算ヒアリング等についてはこれまで同様に実施されるのか、それとも何らかの見直しが行われるのか。	・御指摘の点については、別紙1【9－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、現在地域金融機関に対して財務局が実施しているトップヒアリングや決算ヒアリング等の位置づけについても、あわせて検討していきます。
235.	オンサイトモニタリングと、財務局によるトップヒアリング等の既存のヒアリングは、並存するのか、どの程度の頻度で実施されるのかなど、位置付けを明確にしていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【9－c】に記載しておりますのでご覧ください。 ・また、現在地域金融機関に対して財務局が

		実施しているトップヒアリングや決算ヒアリング等の位置づけについても、あわせて検討していきます。
236.	検査・考査、モニタリング情報等、日本銀行との情報共有を進め、貴庁・日本銀行の間で考え方の目線合わせを行うとともに、双方に共通の報告事項については、連携による報告の一本化等を進めていただきたい。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【11ーa】をご覧ください。
237.	金融検査マニュアルは、例えば資産査定のあり方等に関して、金融当局における検査・監督と、日本銀行による考査、さらには公認会計士監査等との目線の統一にも一定の効果を果たしてきたものと考えられる。 なお、当然のことながら、金融検査マニュアルの廃止に伴い、金融当局・日本銀行・公認会計士等との目線が大きくかい離し、異なる監督・指導・監査等が行われ、金融機関の対応に混乱が生じる、といったことがないようご留意いただきたい。	・御指摘の点については、別紙1【7ーc】【11ーa】に記載しておりますのでご覧ください。
238.	従来、金融検査と日本銀行考査の間では、重複も目立ったほか、ほぼ同じ内容であるにも関わらず用語や定義が若干異なるなど効率的でない面もみられた(徴求される資料、面談における質問事項など)。また、日銀考査において、金融検査の検査結果の内容や、定例のヒアリング・シートにおける回答ぶり等を開示・提供するよう求められる事例もみられた(金融庁の承認なくしては開示・提供不可)。 新たな「検査・監督基本方針」の下では、金融庁と日本銀行の間で、資料や情報の共有に務め、整合性や平仄に配慮するとともに、面談等への同席や、検査・考査の合同実施なども検討して頂きたい。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【11ーa】をご覧ください。
239.	(1)意見 日本銀行との連携、特に日銀考査との連携についてのあるべき姿や見直しの方向性について、本件を機会に具体的な議論を開始すべきではないかと考えます。 (2)根拠 新しい検査・監督基本方針に伴い、金融機関にも検査・監督を受ける側としての思い切った自己改革が期待されます	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【11ーa】をご覧ください。

	が、その過程において、日銀考査の受け方についても同時に整理することが合理的であると考えられるからです。	
240.	金融検査結果の会計監査人への開示について 今回の「金融検査・監督の考え方と進め方（金融・監督基本方針）」（案）の内容と直接の関連はないかもしれないが、今後の検査・監督の有効性を確保していくうえで、実務に携わる者として従前から改善の余地があると考えていた事項について、以下、意見を述べたい。 金融検査結果を会計監査人へ開示する場合には、事前に「検査結果通知開示承諾申請書」により財務局へ申請し、承諾を得る必要がある。一方、日本銀行考査においては、考査結果を会計監査人へ開示することは、同様の申請手続は不要で、「監査に必要な範囲内で、開示することができます。」とされている（注１）。 金融庁は、講演等（注２）において内部監査や監査役監査の実効性を高めるため、「四様監査の連携」あるいは「三様監査＋１の連携」という概念を掲げ、金融検査結果を共有・活用することを慫慂している。 この考え方からすれば、会計監査人への金融検査結果の開示に関しては、会計監査に必要な範囲内において、事前の申請を必要とすることなく開示できる手続とするべきではないかと考える。 （注１）日本銀行金融機構局「考査の運営に関する手引き」 17. 考査契約に定める守秘義務の取扱い （2）第三者への開示を希望する場合 （注２）例えば、以下の講演がある。 ・佐々木清隆氏「コーポレート・ガバナンスにおける四様監査の現状と連携の方向性」（2014 年 5 月 24 日、日本監査研究学会） ・榊原佳寿氏「地域金融機関に求められるガバナンス（地方銀行の内部監査部門に求められる役割）」（2017 年 10 月 23 日、地方銀行協会第4回「内部監査研究会」） 以上	・御意見ありがとうございました。 ・必要な場合には現在も柔軟に対応しておりますが、「第三者開示」制度については、検査関係情報の開示先を当局として把握するため、事前の申請を要するものとしています。 ・必要に応じ、今後とも改善を行っていきます。

241.	基本方針案では、「国内の課題の解決にも国際的な議論の積み重ねを活用できるよう、内外一体の対応に努める」と言及されている。そうした対応が必要となる分野・項目があることは理解するが、国際的な議論の中には、金融機関の規模・特性に応じて、適用する必要性がない分野・項目もあると考える。 こうした検討にあたっては、「Ⅳ．３．（３）考え方、進め方、プリンシプル」において、「具体的なテーマについての考え方と進め方は、金融機関の規模・特性に応じた内容とし、小規模金融機関等に対して不必要に複雑な議論を求めないことを明確にする」と記載されていることを踏まえた対応をお願いしたい。	・御指摘の点については、別紙1【２－a】に記載しておりますのでご覧ください。
242.	グローバルな規制、海外の金融規制が国内にも大きく影響を及ぼすことが増える中、「内外一体」を強く歓迎するとともに、大きく期待したい。これまでの金融庁の高い信頼性に感謝しつつ、グローバルな金融規制が日本の国際競争力にも影響を与えかねない中、導入する規制の内容やスケジュールについては、他国の状況を踏まえ臨機応変に対応できるようにすることが出来る仕組みを設けることも検討に値するものと思料する。 日本にグローバルなビジネスを呼び込む上で、同等性評価に基づく代替的コンプライアンスは必要不可欠であり、海外当局との一層の連携を期待する。一方で、国により金融市場、金融機関の状況、直面する課題やそれに対する適切な対応策が異なるのもまた事実であり、グローバルに画一的な規制を導入することに拘泥せず、海外の議論を踏まえつつも我が国の実情にも照らし合わせ、柔軟な対応をとることも選択肢として検討されたい。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１０－a】をご覧ください。
243.	日本にグローバルなビジネスを呼び込む上で、同等性評価に基づく代替的コンプライアンスは必要不可欠であり、海外当局との一層の連携を期待したい。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１０－a】をご覧ください。
244.	海外当局との連携強化 市場のグローバル化が極端に進展した今日の金融環境においては、「市場の公正性・透明性」と「市場の活力」を両立させることは非常に重要です。「バランスの置き所が各法域において様々に異なる状況」は、規制対象者に必要以上の規制への対応や体制整備等の時間・コスト等を強いられることとなり、結果として「市場の活力」を大きく削ぐ方向に働く可能性が高く、そのような弊害を除する観点から、貴庁におかれては、各国当局間の規制内容やそのエンフォースメン	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１０－a】をご覧ください。

	トに係る自線を出来るだけ合致させるよう努力を続けつつ、貴庁として見出した適正なバランスを海外当局に浸透させていただくような取組みを要望いたします。 そして、取引当事者の所在地国の規制のみならず、グローバルな規制、他国の金融規制による大きな影響を受けることが増える中、「内外一体」は強く歓迎されます。クロスボーダー取引が日常的に行われる状況においては、各国の金融規制が被規制金融機関の 国際競争力に悪影響を与えかねない状況が現に生じていることに留意を要しますが、特に、直接又は間接的に課される複数の規制を同時に遵守する必要が生じる場面において、金融機関による規制遵守負荷は高くなります(Stricter-rule-apply による厳格な要件に合わせた規制遵守)。さらに、各国の規制内容や監督方針との間に差異が生じている場合には、当該負荷はより一層高いものとなります。したがって、海外当局との連携を深めることにより、規制の同等性評価等に基づく代替的コンプライアンスが幅広く認められるような環境整備を要望いたします。また、現在の規制の同等性評価のプロセスには多大な時間を要しており、対象となる規制の施行後に代替的コンプライアンスが容認されるケースがあります。その場合、金融機関は施行日前までに海外規制についても条件充足を求められるため、施行後に代替的コンプライアンスが容認されても効果は限定的なものとなります。代替的コンプライアンス容認までの時間を短縮するため、例えば、同等性評価のプロセスについても、国際基準により手続きを標準化し、目標処理期間を設けること等が考えられます。一方で、国により金融市場、金融機関の状況、直面する課題やそれに対する適切な対応策が異なることも事実であり、代替的コンプライアンスを適用できない海外の規制もあります。そのような規制であって、本邦の金融機関の事業活動に重大な影響を与えるものについては、海外の議論を踏まえつつも我が国の実情に照らし合わせ、貴庁としての対応をご検討いただくことも重要と考えます。 検査・監督の局面においても、規制目標を達成するために合理的な措置が講じられているかといった実質的な観点に基づき、実務上の合理性を踏まえ、柔軟な運用が行われることを期待します。かかる運用においては、海外当局から海外における金融機関の業務運営のベストプラクティスや失敗事例を適時に入手し、日本市場の実情を踏まえた上で貴庁の検査・監督プロセスに適宜反映していただくことが重要です。 さらに、主要海外当局と本方針の共有を確実に進めていただくようご尽力をお願いします。欧米においては域外金融機関の域内活動を中間持株会社設立によって直接監督する方向性であり、欧米監督当局との基本姿勢の共有がより重要になると理解しています。	

245.	注意を要するのは、それぞれの国または市場において、金融危機の根本原因も、危機の発生から現在までに閲した時間も異なり、なかにはそこまでの議論が熟していない法域も見受けられる点である。 国際的な規制の整合性を議論する場では、「両立」または「バランス」の重要性について異論が差し挟まれる可能性は少ないと思料されるものの、金融行政の目的に照らして塩梅のいいバランスはどこかという実際の議論になった場合、各当局、法域の「危機からの経過時間」や「政治的経済的環境」等によって結論が区々となることが懸念される。 特に「市場の公平性・透明性/市場の活力」のバランスという点において、市場のグローバル化が極端に進展した今日の金融環境を考慮すれば、その「バランスの置き所が各法域に置いて様々に異なる状況」がもたらす影響は、「市場の活力」を大きく削ぐ方向に働く可能性が高い。 そのような弊害を排除するには、各国当局間の目線を出来るだけ合致させるよう努力を続けるほかなく、貴庁として見出した絶妙のバランスを各国当局に浸透させていく取組に強く期待するものである。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【10ーa】をご覧ください。
246.	保険分野においてICS等の国際的監督規制の枠組みが検討されているが、国際的に活動する保険会社としては、国内外の規制の整合性を図っていく必要があると考えている。この観点から、「(5)内外一体」に記載のとおり、国際部門と国内部門の連携はますます重要になっている。 金融庁は「国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行う」こととしている。方針において示されている内容に沿って、国内の検査・監督のあり方が変化していくものと思われるが、国内で形づくられる考え方を国際的な監督規制の枠組みにも反映させていくべきである。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【10ーa】をご覧ください。
247.	無登録格付の説明義務について 金融商品取引法第 38 条第3号に基づき、金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人(以下「金商業者」)が無登録格付を提供し勧誘を行う場合、金商業者が一定の情報を告げなければならず、事実上、S&P, Moody's Fitch(以下「グループ指定格付け業者」という)以外の海外格付け業者(以下「完全無登録格付け業者」という)による格付けを提供することがほぼ不可能となる規制の枠組みとなっている。 一方、海外で組成される証券化商品では、KBRA、DBRS、Morningstar 等の完全無登録格付け業者が格付けを行ってい	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、検査・監督のあり方をまとめております。

	ることが頻繁に見受けられるが、上述のように日本の投資家に提供することができない状況となっている。日本の投資家にとっては、他国の投資家が入手可能な情報へのアクセスが制限されており、また、投資機会を奪う結果となり得る。優良な投資案件であれば日本の投資家に紹介することは、顧客の利益となると思われる。 また、グループ指定格付け業者による格付けと、完全無登録格付け業者による格付けのように、複数の格付けを取得している有価証券も多く見受けられる。この場合、現状では、完全無登録格付け業者による格付けのみを黒塗りして投資家に提供せざるを得ず、投資家への情報開示の観点から、また、格付けのチェリーピッキングの観点からも、問題になり得ると思われる。 したがって、たとえば、適格機関投資家等の一定の投資家に対する勧誘や、米国で NRSRO(nationally recognized statistical rating organization)として登録されている格付け業者については条件を緩和する等の措置をご検討いただきたい。少なくとも、上述のようにグループ指定格付け業者による格付けと共に提供される場合は、投資家は完全無登録格付け業者による格付けのみに依拠することはなく、情報開示の観点からも、むしろ提供する方が顧客の利益となると思われる。	
248.	海外で組成される証券化商品への注目が高まっていることから、日本の投資家に良質な投資機会を提供することができるよう証券化商品への2010年に導入された無登録格付け業者に対する規制の柔軟化を検討されたい。現行法令では、日本で無登録であるが一定の条件を満たす格付け業者の格付けを利用した勧誘を行なうことが可能としつつ、実態としては S&P, Moody's Fitch 以外の海外格付け業者が当該条件を満たすことはほぼ不可能となる規制の枠組みとなっている。この結果、たとえば証券化商品の有効な格付けとされる KBRA や DBRS、Morningstar 等の格付けを投資家に伝えることができず、購入を検討している日本の投資家がリスクウエイトの計算等の参考に利用することができないため、優良な案件でもこれらの格付け業者だけが格付けを付与しているものは日本には紹介されない、または日本の投資家の投資機会を奪ってしまうという事態になりかねない。規制導入当時、格付けに対する過度の信頼への反省や、格付モデルの内容や妥当性についての適切な検証・ディスクロージャーの確保が重要課題であったことは理解しており、尊重されるべきと考える一方、たとえば適格機関投資家に対する勧誘や米国 NRSRO に登録している格付け業者については条件を緩和する等の対応をすることで、日本の投資家がアセスメントに必要な情報を受領できるよう、具体的な緩和案について金融行政と業界で議論を開始していただきたい。	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、検査・監督のあり方をまとめております。

249.	「海外当局との連携」については、我が国の金融当局と、海外の金融当局の間で、一層の連携強化を進め、信頼醸成に努めて頂きたい。特に、外国銀行在日拠点に対するモニタリングにおいて、グローバルベースの計数や本国における計数などを徴求されても、母国当局の了解無しには提供できないことが多い。このため、在日拠点を通じて徴求するのではなく、当局間同士での情報共有に努めて頂きたい。	・当局の情報インフラ・態勢整備を進めていく中で、海外当局との連携についても留意していきます。
250.	例えば、経済価値ベースのソルベンシー規制が導入された場合、将来の不確実性に対する会社ごとの見通しの差異によりソルベンシー比率が大きく変動することから、最低基準の意味合いが大きく変容することも想定される。「国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行う」にあたっては、ソルベンシー規制における最低基準抵触に対する国際的な監督の在り方に関しても、本邦における今後の監督の在り方と整合的なものとなるよう提言をしていくべきである。	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【10－a】をご覧ください。
251.	真の意味での国際金融センターを目指すべく、検査・監督において、英語を一層活用して頂きたい。 - 法律、政令、施行規則、各種の指針やガイドラインなど - 業法上、求められている各種の報告事項 - モニタリングにおける資料徴求やヒアリング等の際の質問事項、およびそれに対して提出する回答 - 意見募集(パブリック・コメント)の際の提案内容、およびそれに対して提出するコメント - 各種の説明会やブリーフィングでの講話および資料 - 審議会やワーキング・グループの会議資料、報告書	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【10－a】をご覧ください。
252.	市場の活力や金融の仲介機能の発揮を目標に加えるならば、「金融機関の検査・監督」のレビューに基づく見直しだけでなく、「海外市場」「海外市場インフラ」の観点も必須となります。例えば、海外インフラについての許認可や監督についても同様の方向性(実質・未来・全体の視点に重点を置いた監督)に揃えられるかどうか、ご検討いただくようお願いします。	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。

253.	規制緩和等により地域金融機関グループの業務範囲は、従前の銀行業の枠組みを超えて拡大しており、今後、他業態の規制やルール等も踏まえた商品・サービスの検討が必要となるため、他省庁との連携等の態勢整備を進めていただきたい。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１１－a】をご覧ください。
254.	金融機関が多様で主体的な創意工夫を発揮することができるよう、環境整備として、他業禁止を含む業務範囲等の規制緩和、公正な競争環境の確保、他の関係省庁との連携等を柔軟かつ速やかに進めていただきたい。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１１－a】をご覧ください。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、検査・監督のあり方をまとめております。
255.	本方針は、金融庁としての考え方や進め方を示されているものであるが、信託業務は、金融庁のみならず他省庁の監督している業務との関連が深いものも多く（年金業務であれば厚生労働省等）、今後、社内の体制整備や業務の高度化を検討していく中で関連省庁とも連携・相談しながら進めていく必要が出てくるものと考えている。金融行政方針においても「機能別・横断的な法体系への見直しの検討」が掲げられているが、検査・監督においても同様の観点の下、是非かかる他省庁とも広く情報共有・意見交換・協議等を行って対応をいただきたい。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１１－a】をご覧ください。
256.	近年の検査は態勢に関する調査が中心となっているところ、貸金業と前払式支払手段発行業を行っている業者については、態勢についての検査を重複して受けていることになる。個々の法令独自の部分と、一般的なコンプライアンス態勢の部分を切り分けて、事業者にとって重複感が無いような工夫をしていただきたい。さらに、他の省庁における検査も態勢に関する調査が中心となっているところ、包括信用購入あっせん業と貸金業を行っている事業者については、態勢についての検査を経済産業省（経済産業局）と金融庁（財務局）から重複して受けていることになる。個々の法令独自の部分と、一般的なコンプライアンス態勢の部分を切り分け、さらに省庁の垣根を超えた調整をして、事業者にとって重複感がないような工夫をしていただきたい。	・御指摘の点については、別紙１に記載しておりますので、【１１－a】をご覧ください。

257.	「最低基準検証」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」を通じた進め方について、お伺いします。地域金融機関の中には、地域経済環境の悪化により他業態の金融機関の貸出債権を引き受け、事業再生を行いながら地域創生を取り組んでいる先もあります。そのような金融機関は要管理債権や危険債権など金融再生法上開示債権いわゆる不良債権の金額や比率が高くなります。申し上げるまでもなく、金融円滑法に則り、債務者企業が真剣に経営再建計画も策定しても、大企業ならいざ知らず、中小企業の場合にはある程度の時間を要することとなります。その間、経営支援している金融機関も貸出金利据置、時には適用金利を引き下げまでして歯を食いしばりながら債務者企業の業績回復を応援しています。事業再生や地域再生に真剣に取り組んでいる金融機関ほど不良債権比率が高くなりがちです。世の中には、外資の信用格付会社が以前勝手に格付し、風評リスクを呼び起こすようなことがあり、地域金融機関の中にはそれを契機に正式に格付契約を交わし収益を上げた先もあります。雑誌のなかには表面的な計数で順位付けをしているものもあります。自由経済社会ですので、当局を制約するのは難しいかもしれませんが、アンフェアな勝手格付で抜け駆けを助長するような当局が所管する格付会社については、当局からも何らかの注意を与えるべきです。真面目に事業再生や地方創生に取り組んでいる金融機関への妨害となり、やる気を失くしてしまうのではと危惧します。勿論、当該金融機関の健全性確保は大事であるとは心得ています。そういう点からも、金融庁や財務局は、金融機関役職員との議論を積極的に行っていただきたい。逆に、株式や債券などの資金運用で利益を計上し、地方創生や事業再生などに真剣に取り組んでいない金融機関経営陣に対しては、従前のルールベースでの金融検査で、ヒアリングは経営陣に対してだけ行い、経営能力の無さを証明するような形で無能な経営陣を退陣に追い込むようにしていただきたい。	・御指摘の問題に対応するためには、見える化により金融機関の取組みが利用者に分かりやすくなっていることが重要であると考えています。 ・経営上の優先課題を重点として、ガバナンスや企業文化のあり方等にも遡って議論できるよう、社外取締役、監査役、経営トップ、顧客等、金融機関内外の様々なレベルでの対話を行っていきます。
258.	金融機関が適切なリスクテイクを通じて、コンサルティング・ソリューション提供による収益性の確保と自らの健全性を両立させて持続的に金融仲介機能を発揮するための根本は、顧客の信頼に基づく『実態把握』である。デジタル・イノベーションの先にあっても、たとえ簡素であっても機械的ではない的確な『実態把握』に基づいたコンプライアンス・リスク管理や債権管理が重要である。金融機関・市場、当局にも失敗は生じる。本考え方・進め方を通じて金融機関、当局との対話・検査監督が、利用者・国民の実態に寄り添って行われることを切に期待します。本考え方・進め方がより生きたものになるためには、携わる一人一人のそれぞれの倫理感・良識に立ち返り対話・行動することへのリカレントが大切と考えます。(注)意見者は金融機関に37年在職中ですが、意見は個人として、とりわけ1992年の(株)共同債権買取機構設立での当局との対話に参加以来 25 年にわたる不良債権処理業務、その後の人材育成業務に従事している経験より、述べさせていただいております。	・御意見ありがとうございました。

259.	基本姿勢について注文を付けたいのであるが、不法な方面の厚生を充実させても仕方ないので、まず不法な状況の是正を行うという姿勢で金融関係の不法事態に望んでいただきたい。 貴庁は、巷の問題状況について、あまりに告発や指導を行わなさすぎである。 その様な職務遂行の根本にある精神により、不法な面々を潤したいとの欲望が素直に現れたのが、日本における仮想通貨の公認と取引所の設置の認めであると思われるが、匿名性を保ってのインターネットでのやり取りが行えるなど、北朝鮮をはじめとする不法な界隈を潤す効果大であって、国際金融業界において早急に規制がなされるべきものについて、率先して認めた事は、非常に罪深いと考える。（なお、信用あっせん事業者国際ブランドを用いたり、電子マネーを用いたりする事による送金等は、迅速安定であり、しかも利用者・名義人の記録がなされている事による安全性もあるのである。「相場操作による莫大な利益」「匿名性による不法な送金」などを求めない場合、（少なくとも現在の形態での）仮想通貨の利点はあまり無い。その事が一見して分かるはずであるのに、貴庁は仮想通貨を認めたのである。なお、ニュースサイト等で仮想通貨を導入した地域としてジンバブエの例などが出されたりするのであるが、それは報道機関が当該地域がどういう状況か知りつつ無教養な者及び日本社会を侮って行う不誠実な例示である（あるいは非常な通貨不安や莫大なインフレがある場合にはいくら八百長によって相場が操作されるものであってもそれよりましなものとして使える可能性がある事の例示かもしれないのではあるが、その様な説明が無い場合は当然問題ある例示である。）。） 金融業界を清浄に保つ官庁ではなく、陰に陽にともに不法な利益を貪ろうとする界隈に飲まれてしまい汚れた官庁になったとも思われる貴庁について、これから先どの程度の期待が出来るか分からないのであるが、すぐ分かる刑事罰ある違法事態については告発を行い、また不法な事態については事業者に行政指導を行う等して、問題ある状況が存在しないようにしていただきたく思う。 なお、国内の金融事業者は、大手に至るまでセキュリティが問題ある状況であるので、そういう所については行政指導を行っていただきたい。（略）…貴庁とこの様な話が全く出来なさそうなのが当方としては問題と認識しているが。）。その様な事態に指導を行えてこそ、金融庁としての面目が立つと言えると思うのであるが（金融とテクノロジーが重なる分野においてもその存在意義を示したいであろう？国民からはそう見える。現状、フィンテック周辺では国民の知識レベルを侮り国民、また世界を舐めた事ばかりをしていると感じるのであるが。問題ある金融機関のセキュリティ状況についての指導の不存在しかり（事後では遅いのである。）。国民は結構な数の連絡や指導願いをしていると察されるのである	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12－c】をご覧ください。 ・なお、基本的な財務の健全性や法令遵守態勢に問題が見られる金融機関に対しては、最低基準検証を行っていく旨を本文9頁に追記しています。

	が。）、国民がその存在価値を正と認められるような省庁であっていただきたいと考える。） 適切な精神を持っていれば、自ずから適切に動き各所に指導を行うはずであると考えるが、その様な姿勢であっていただきたい。 意見は以上である。	
260.	いわゆる不良債権をかかえた金融市場の安定化を目的としていたと考えるともはや役割を終えたとも言える。 金融庁が現在の経済の高度化や厚生増大に対して貢献できない問題意識があるのは正常と言える。 現代のフィンテックが進展する中、当局と民間業者の間で情報の非対称性があると感じている。 しかしこの非対称性はいままでの経済理論の外部経済性とは明らかに次元が違う。 なぜなら情報の非対称性は情報を持つ側は大企業や当局など有利に情報を得られる側が情報を得られないものを不利な方に誘導するものである。しかし有利であるはず金融機関や当局が急速に発達する分野の知見が足りないと言う逆の非対称性が生じている。 金融の視点から見た厚生と言うのは偏りがちであり視野を狭め、逆に社会厚生の増大の足を引っ張っていないか。 具体的にはコインチェックの件では、登録においてチェック期間は十分にあったにも関わらず【コールドストレージ】と言う金融における信頼性を確保するのに最も基本的(ミニマムスタンダード)な事項について検査がされておらず、指摘すらできていなかった金融庁の責任は極めて重いと言わざるをえない。 この件も含め、金融の観点から監督するだけでは不十分であるのは明白で、消費者庁、通信行政を担う総務省、サイバー犯罪を所管する警察庁、文科省と連携することが不可欠である。特にフィンテックの分野では金融庁だけが所管すると外部不経済性を想定しきれない規制になる。この視点からも当局の失敗は見える。 例えば今回のコインチェックの件では、匿名性の高い Monero などが犯罪の温床になる可能性を考えて検査を厳しくしたと考えているが、そこに消費者保護保護の視点、コールドストレージなど技術的な視点が足りなかったと言える。今回のことが起こった後の金融市場の混乱をどのように防ぐべきかの議論が出来ていない。これらは行政のフットワークの悪	・御指摘の点については、別紙1に記載しておりますので、【12－c】をご覧ください。

	いことが最大の問題であり、当局というよりは行政全体の敗北と考えたほうが適切。 この案では到底フィンテックに対して新しいことはなく、今まで言い古された理論経済学を現象(金融行政の視野が狭い)に当てはめただけの酷い案である。基準を策定している間に新しい事象が生まれると言う時代には官僚制組織と事象対応型の専門性を持つ省庁横断のマトリックス組織が必要である。 蓋然性とか本質と言う言葉がなく論じられるレポートを望みたい。	
261.	「本方針は対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としている」とあるが、現在、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において議論されている横断的な金融法制との関係も十分整理したうえで進めていただきたい。	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。
262.	今回の「基本方針」に関する意見募集では、「制度設計に関わる部分については・・・対象としない(9 頁)ようであるが、新しい「検査・監督基本方針」に伴い、金融規制も一部見直しが必要になるものと考える。 すなわち、検査・監督が「ルールとチェックリストを中心とした枠組みからプリンシプルや考え方と進め方を中心とした枠組みに移行」(19 頁)、「ベスト・プラクティスの追求」、多様で主体的な創意工夫に向けた「探求型対話」へと軸足を移すのに伴い、金融規制も「事前規制)」から「事後規制」へと軸足を移す必要があるのではないか。 事前規制を維持したままでは、金融機関による自発的な取組みやベスト・プラクティスを追求する上での制約となってしまうからである。 一例を挙げると、我が国におけるファイアウォール規制によって、顧客の非公開情報を金融グループ内の各社間で授受することは、内部管理業務等の目的以外では原則として認められていない。しかし、顧客の真の利益を尊重するならば、金融サービスの川上から川下に至るサービスチェーン全体を通じて、金融グループとして持てる力を最大限に発揮して、顧客の利益の最大化を図ることが本来あるべき姿である。当局が掲げる「顧客本位の業務運営」にも悖らないものと考える。 顧客の非公開情報の授受も、原則として可能とし、顧客の利益を阻害する懸念については、事後規制で対応すべきではないか。	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、検査・監督のあり方をまとめております。

263.	金融庁検査のあり方について、働き方改革や女性活躍推進及び少子化対策の観点からの意見です。金融庁検査への対応は、金融機関では非常に緊急性と重要度が高いとみなされ、当局対応の為ならば深夜残業もやむなしという考えの企業が多いと思います。 しかし、90 年代や 2000 年代とは異なり、最近では総合職ワーキングマザーの増加により金融庁対応も女性が主力となるケースも増えていると思います。当局対応業務から免除してもらう方法もあるでしょうが、しかし金融機関で真に女性が主戦力となり、仕事と保育園のお迎えや家事育児を両立するには、金融庁検査対応も時短で十分に賄える仕組みを、まず金融庁が考えて頂きたいと思います。 負担を軽減するには、金融機関側に資料を求めない、負担をかけないというポリシーを徹底することです。またプレッシャーを与えるような言動や敵対的・高圧的な言動も慎むべきです。法令遵守や業務リスクの状況を知りたいのなら検査官が出向して常駐するなり、日頃から金融機関に寄り添うような監督をしてはいかがでしょうか？検査より確実に実態を知ることができます。或いは、日々役職員のランチにでも参加して、意向を伝えたりコミュニケーションをしてはいかがですか？ 働き方改革の観点からも、男女を問わずいかに負担を減らして効率的に働くかが求められています。過重労働は結婚・出産を妨げます。子供が生まれなければ金融どころか、日本は縮小し国家の維持すら将来危うくなります。内閣府だけでなく、金融庁も、その立場で何ができるのか是非考えて頂きたいです。	・御指摘の点については、別紙1【３－a】に記載しておりますのでご覧ください。
264.	オフサイトのモニタリングや、その一環としての各種ヒアリングやアンケートについては、オンサイト金融検査とは異なり、開示・共有して差し支えないことを確認させて頂きたい。 また、検査を受検する金融機関と顧問契約している弁護士、会計士、コンサルタントなどは、現状、“第三者”として扱われ、検査関係情報などの開示は原則として禁じられており、検査部局から事前承諾を得なければならない。 新しい「検査・監督基本方針」の下では、顧問契約している弁護士、会計士、コンサルタントなどについては、検査関係情報などの開示・共有を、必要な限りにおいて、原則として認めて頂きたい。金融当局が、各金融機関による自発的な取組みを促し、ベスト・プラクティスの追求を促すのであれば、こうした金融関連サービスが保有するノウハウの活用、同業他社による取組みとの比較、外部専門家からの評価・アドバイス等が不可欠である。こうした協働・連携を通じて、金	必要な場合には現在も柔軟に対応しておりますが、「第三者開示」制度については、検査の実効性の確保等の観点から、当局の責任で検査関係情報の管理を行う必要があるため、事前の申請を要するものとしています。 ・必要に応じ、今後とも改善を行っていきます。

	融関連サービス業自体のノウハウもさらに蓄積され、業界の“厚みが増し裾野が広がる”。金融機関自身の高度化、金融当局の高度化だけでなく、金融関連サービスの高度化も図ることが、真の意味での国際金融センター化に資するものと考える。	
265.	５頁において、第１から第３までの金融行政の役割を示し、「これらに対処することが当局としての役割と考えられる」とあるが、第3については「環境整備の面を中心に」と具体的な局面、方向性について明確化されている一方で、第１および2については、具体的な局面、方向性が明示されておらず、あらゆる役割・裁量を駆使できるような記述に見受けられる。第１から第2に記載されている金融行政の役割は、民間による自主的な取組みを前提として当局はそれを後押しする従たる役割が第一義的であるものも含まれており、第3の役割と同様に、局面、方向性を明確化してはどうか。	・御意見ありがとうございました。
266.	20 頁に、マイケル・E・ポーター等による「共通価値の創造」が示されているが、一学説に過ぎず、実証的な研究によって広く証明されているわけでもない説を行政上の文書に記載することは適当ではないのではないか。ここで述べている「顧客の真のニーズに応じた良質な商品・サービスを提供し、（中略）ひいては企業価値の向上につながる」という考え方は、M・E・ポーター「共通価値の創造」の論旨のすべてではなく、また、上記学説を引用するまでもなく金融機関、金融当局が正義として受け止めるべき当然の考え方である。同記述を残すのであれば、本文ではなく、注釈等にすべきではないか。	・御意見ありがとうございました。
267.	案3ページ、概要の「金融行政の目標」に「国民の厚生」という文言がございます。これを「国民の福利」にするよう、ご検討いただきたく具申いたします。 理由１ 厚生よりも、福利のほうが範囲が広いような気がする。 理由２ 日本国憲法の前文に以下の文言があるので、私たち庶民は「福利」という言葉のほうが、落ち着きが良いからです。 「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれ	・御意見ありがとうございました。

	を行使し、その福利は国民がこれを享受する。」 よろしくお願い申し上げます。	
268.	庁内幹部や外部有識者等の多くの関係者の意見を取り入れて組み合わせた結果だとは推察されますが、全体的に、感情的、感覚的な文体が目立ち、各章にも論理構成が飛躍している箇所が散見されます。また用語の使い方が統一されていない箇所も多く、それに意図があるのか、ないのか、疑義が生じる箇所があります。方向性には異論はなく、大きなそして重要な方向転換であるだけに、過去の本件関連の当局文書（大蔵省通達など）と比較すると説得力、冷静さにかける点が散見されることが悔やまれます。歴史に残る重要な文書であり、かつ今後の金融行政上の規範となる文書である以上、冷静かつ論理的に、財務官僚らしい格調の高い行政文書の作成を心がけていただきますようお願いします。	・御意見ありがとうございました。
269.	６.「最低基準検証」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」を通じた進め方（幅広い対話）において、経営トップとあるが、経営トップとは頭取又は理事長を指すのか。そうでなければ、誤解のないように、例えば、執行役員を含む経営陣全員にしていただくと金融機関のガバナンスや企業文化の議論を交わすには、相応しいのではないでしょうか。私としては、行職員クラスでは上級管理職の部長も加えていただくとさらに当該金融機関の資質がわかるのではないでしょうか。	・「最低基準検証」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」を進めるにあたっては、頭取や理事長のみならず経営幹部とも必要に応じて対話していきます。
270.	３頁に、「（金融システムの安定と金融仲介機能）双方の間の好循環の実現を『図る』ことが望ましい」、「利用者保護と利用者利便が両方実現するよう『目指す』ことが望ましい」、「市場の公正・透明と市場の活力とを両方実現するよう『努める』ことが望ましい」とあるが、いずれも実現すべきものであって、目指す、努める等に表現を緩めるべき理由がないのであれば、「図る」に統一すべきではないか。	・御意見ありがとうございました。
271.	３頁から４頁にかけて、過去の金融行政は『「安定、保護、公正・透明」に集中してきた』との反省の下に、それと両立させるべき「金融仲介機能の発揮」や「利用者利便」、「市場の活力」などの目標を新たに金融行政の基本的な目標として位置づけるとあるが、過去の金融行政においても、2007 年の金融資本市場機能強化プランをはじめとして旧大蔵省時代をさかのぼっても、金融仲介機能の発揮や利用者利便、市場の活力はいつの時代においても変わるものではなく、当然にして意識されてきたものと考えられる。過去の金融行政が、安定、保護、公正・透明という目標のみに固執し、また過度に部分最適的に追求し、結果として過去の金融行政は本来の目標を見失っていたという論調はやや行き過ぎで	・検査・監督をより実効性のあるものとするため、①金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、②利用者保護と利用者利便の両立、③市場の公正性・透明性と市場の活力の両立を目指すことが重要であると考え

	はないか。両立すべき（時として相反する）目標をそれぞれ明確に据えるという取組み自体は賛同されるべきものであるが、過去を否定して新たな方針を正当化するという論法は過去の金融行政を不必要に失敗と印象付けてしまう懸念があるように思われる。	ています。 ・法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法は、金融危機の時代には優先課題(金融行政への信頼回復、不良債権処理、利用者保護上の問題の解消)の解決に寄与したと考えています。こうした手法は、金融を巡る環境や金融行政が取り組むべき課題が大きく変化した結果、時代にそぐわなくなったことから、検査・監督の見直しを行っています。
272.	オフサイトを含むモニタリング全般を通じて、当局が金融機関から入手した情報の機密管理についてはどのような定めがなされているのか、念のためご教示頂きたい。	・検査関係情報やモニタリングを通じて入手した情報の管理につきましては、「金融検査に関する基本指針」の他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定に即して、適切に管理することと定めています。
273.	今後の ISDA との協働について 店頭デリバティブ規制の導入の過程で、ISDA として貴庁と協働をさせていただき、ISDA 及びそのメンバーの立場や見解を尊重いただいてきたことに深く感謝しています。今後も引き続き協働させていただくよう要望いたします。ISDA としては、今後具体的な作業が必要と考えられる事項としては以下のものがあると理解しています。 （1）店頭デリバティブ規制(例えば以下のような)の評価・改善 ① 清算集中義務	・御意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 ・なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、検査・監督のあり方をまとめております。

	② 取引情報保存・報告制度 ③ 電子取引基盤における執行義務 ④ 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制 （2）ISDA Common Domain Model (CDM)の開発と市場への導入 （3）金融ベンチマーク (IBOR+)からの移行とフォールバックの検討 以上、ご検討をいただき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。	
274.	FATF 第4次相互審査の実効性審査(Immediate Outcome 3)においては、行政処分の内容や件数も評価対象の一部となっていると理解しています。FATF 審査においては、他国との横比較を行い、これをもとに評価が決定されることがよく知られています。諸外国では、欧米当局を中心に金融機関への巨額の制裁金措置を含め、厳格な行政処分が顕著である中、第４次対日審査において、我が国における AML/CFT 関連の行政処分実績がほとんどない事実が、Immediate Outcome 3 の審査結果にネガティブなインパトを与える懸念が生じる可能性があります。このようなことから、対応に不備がある金融機関を適切に特定すること、そのうえで当該不備が特定された場合、その度合いに応じて効果的な行政処分を発動すること、結果として今よりも行政処分内容、件数ともに厳格な対応が必要であるようにも考えられます。貴庁では、金融モニタリング有識者会議報告を受けて「ベストプラクティスの追及に向けた対話」を重視する方針を打ち出していますが、このような基本方針における行政処分の方向性についてご教示頂けませんでしょうか。また、最低基準を充足していない金融機関に対する行政処分の発動基準は、当該基本方針の下で、どのようなものとなるかもご提示頂けませんでしょうか。	・ベスト・プラクティスのための各金融機関の創意工夫は重要ではあるが、それによって「最低基準検証」の必要性が低下するものではありません。基本的な財務の健全性や法令遵守態勢に問題が見られる金融機関に対しては、最低基準検証を行っていきます。 ・その観点から、金融庁としては、2 月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていくと共に、こうしたモニタリング等を通じて、ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合は、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく対応を行

		い、金融機関等の管理態勢の改善を図っていきます。
275.	金融庁の基本的機能 金融庁の役割に関して、同庁は「厳しい検査や早期の破たん処理を通じた健全性維持を図っても、リスクを取って収益性を向上させなければ結果として全体の健全性維持は確保できない」という基本方針を取っている。 ロジックはその通りであるが、現実に健全性に問題のある先について、実地検査・処理を先送りし将来につけをしている。もちろん、この段階で破たん処理に踏み切る必要はないが、事実上債務超過になっている先に対しては、資本注入、救済合併などの対策を早期に講じるべき。現在の長官はこうした問題に距離を置いている。	・基本的な財務の健全性や法令遵守態勢に問題が見られる金融機関に対しては、最低基準検証を行っていきます。
276.	最近の金融庁自身が関わる事例を踏まえていない 商工中金の問題、天下り規制違反の問題について触れないまま、監督のあり方や金融庁のガバナンスを論じるのは説得力を欠く。特に、商工中金については、財務省、経産省に今後のあり方の議論を委ねているが、もっと積極的に関わるべきであって、政府系金融機関の経営のあり方について責任をもって検討に参画すべきではないか。 なお、（略）問題、（略）問題についての対応方針が不明である。	・本基本方針は、対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としています。
277.	公取委との関係など 地方銀行の合併促進を水面下で強く働きかけてきたが、公取委の認可が下りず、はしごを外されている金融機関がある。これにみられるように、金融行政について政府全体で整合性を取って進めることが必要である。	・金融行政に取り組むにあたっては、政府全体の方針と整合的になるように進めていきます。
278.	「犯罪資金洗浄やテロ資金の送金を行おうとする者は管理の相対的に弱い金融機関を探し出して利用しようとする」（19頁）との記述に全く同感である.。（略）	・御意見ありがとうございました。
279.	裁量行政復活は市場規津・金融機関の自己責任原則を歪めるものであり、不適切である。「金融庁は市場規律・金融機関の自己責任原則を尊重しており、金融機関との間で必要な対話等は行うが、裁量行政は復活させない」旨を明確	・御指摘の点については、別紙1【１ーb】に記載しておりますのでご覧ください。

	に記載すべきである。	
280.	・法令等遵守はすべての基本であり、「法令等遵守違反」の検査は実施すべき。検査マニュアルのチェックリスト方式による厳格な法令遵守違反の検査は、とても効力のある検査である。	・御指摘の点については、別紙1【４－d】に記載しておりますのでご覧ください。
281.	・検査マニュアルは金融機関にとっては法と同様の存在であり、廃止する理由がない。また、検査マニュアルがなければ恣意的な検査が行われるため、検査マニュアルを廃してはいけない。	・御指摘の点については、別紙1【６－a】【１－b】に記載しておりますのでご覧ください。
282.	・「金融行政に対して外部からの提言・批判が反映される仕組みを整えていく」と案にあるが、金融庁は、「行政庁は事実を公表しなければならない。」という原則を遵守していない。	・御指摘の点については、別紙1【８－a】に記載しておりますのでご覧ください。

（以上）